

平成 2 8 年旭市議会第 1 回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 平成 2 8 年 3 月 1 4 日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	4
議案の採決	3 4
所管事項の報告	3 5
陳情の審査	3 8
陳情の採決	4 0
閉会中の所管事務調査申出書の件	4 1
閉会	4 2

文教福祉常任委員会 平成 2 8 年 3 月 1 6 日（水）

付議事件	4 5
出席委員	4 5
欠席委員	4 6
委員外出席者	4 6
説明のため出席した者	4 6
事務局職員出席者	4 6
開会	4 7
議案の説明、質疑	4 8
議案の採決	8 2

所管事項の報告	8 5
閉会中の所管事務調査申出書の件	9 0
閉会	9 1

総務常任委員会 平成28年3月17日（木）

付議事件	9 5
出席委員	9 6
欠席委員	9 6
委員外出席者	9 6
説明のため出席した者	9 6
事務局職員出席者	9 7
開会	9 8
議案の説明、質疑	1 0 0
議案の採決	1 3 8
所管事項の報告	1 4 3
閉会中の所管事務調査申出書の件	1 4 4
閉会	1 4 5

建設経済常任委員会

平成28年3月14日（月曜日）

建設経済常任委員会

平成28年3月14日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5 号 平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成28年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第18号 旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 議案第42号 旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第46号 市道路線の認定について

出席委員（7名）

委員長	宮澤芳雄	副委員長	磯本繁
委員	滑川公英	委員	向後悦世
委員	林七巳	委員	飯嶋正利
委員	宮内保		

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長	平野忠作	議員	米本弥一郎
----	------	----	-------

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬 寿一
農水産課長	高木 寛幸
都市整備課長	川口 裕司
水道課長	鈴木 邦博
その他担当職員	8名

商工観光課長	向後 嘉弘
建設課長	大久保 孝治
下水道課長	高野 和彦
農業委員会 事務局 会長	岩井 正和

事務局職員出席者

事務局長	阿曾 博通
副主幹	榎澤 茂

事務局次長	高安 一範
-------	-------

開会 午前10時 0分

○委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

あいにくの雨でちょつときょうは肌寒いですが、風邪を引かないように一日頑張っていたきたいと思います。あしたからは天候も回復して、桜の開花、積算温度ですか、一気に早まるというような予報が出ております。桜の花の咲く季節となりますと、やはり別れと出会いの季節であります。長い間勤務をされまして、本年度をもちまして退職される職員に、改めてご苦労に対しまして感謝を申し上げます。大変お疲れさまでした。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、米本弥一郎議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、本日、平野議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（平野忠作） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日は、付託いたしました議案9議案について審査をしていただくことになっております。どうか慎重なるご審議のほどをよろしく申し上げまして、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

宮澤委員長、よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（加瀬寿一） 皆さん、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

まず、冒頭ですが、先日の東日本大震災 5 周年追悼式にご参列をいただきまして、誠にありがとうございました。改めてこの席をかりまして御礼申し上げます。

当日は、国会議員をはじめ、240名の参加の中で、犠牲者の方々のご冥福をお祈りし、併せてさらなる復興を、そして災害に強い地域づくりを誓ったところでございます。今後も、さらに安心・安全なまちづくりを進めてまいりますので、皆様にはさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の委員会でございますが、本日審査をお願いいたします議案は、全部で 9 議案でございます。その内訳でございますが、まず、当初予算が、議案第 1 号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうちの所管事項をはじめとする 4 議案、1 号、5 号、6 号、8 号でございます。補正予算が 1 議案で、議案第 9 号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、条例関係が 2 議案でございます。新たに制定いたします議案第 18 号の旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例と、廃止いたします議案第 42 号の旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例、このほか、議案第 44 号の和解及び損害賠償額の額を定めることについてと、もう 1 議案、議案第 46 号の市道路線の認定について、これで全部で 9 議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するように努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄）　ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（宮澤芳雄）　それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 3 月 4 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、平成 28 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 5 号、平成 28 年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第 6 号、平成 27 年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第 8 号、平成 28 年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第 9 号、平成 27 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員

会所管事項について、議案第18号、旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、議案第42号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案第46号、市道路線の認定についての9議案であります。

初めに、第1号議案中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決について、商工観光課所管の補足説明を申し上げます。

なお、補足説明につきましては、全員協議会で説明できなかった事業のうち、主なものを説明いたします。

それでは、予算書の152ページをお開きください。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、長いようでしたら、着席のまま説明して結構ですから。

○商工観光課長（向後嘉弘） ありがとうございます。座らせてもらいます。

それでは、152ページ、歳出になります。

5款労働費、1項1目労働諸費は171万1,000円、前年度比10万9,000円の減額となっております。

説明欄1をご覧ください。労働諸費61万3,000円は、旭市と旭市商工会共催で行います中小企業従業員表彰に係る経費及び旭市雇用対策協議会が行います事業に対する補助金でございます。

説明欄2をお願いします。職業相談室運営支援事業109万8,000円は、旭市青年の家で開設しています職業相談室の窓口業務を行う臨時職員1名の賃金等でございます。

続きまして、飛びまして174ページをお願いいたします。

7款商工費、1項1目商工総務費は9,963万9,000円、前年度比173万7,000円の増額となっております。

説明欄3をお願いいたします。消費者保護対策事業717万9,000円は、消費者保護対策事業、旭市消費生活センター運営に係る経費でございまして、主なものは相談員5名の報酬等でございます。

続きまして、175ページをお願いいたします。

2目商工振興費は1億8,364万9,000円、前年度比1,038万7,000円の増額となっております。

176ページの説明欄2をお願いいたします。

中小企業金融対策事業1億1万円は、市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業へ市内の金融機関が融資を行うに当たり、市内の6金融機関に1億円を預託しまして、金融機関はその10倍、10億円を限度として中小企業へ融資するものでございます。

中小企業の資金繰り対策、経営基盤の強化を目的に融資しているものであり、原資の1億円は年度末に償還されます。

同じページの説明欄3をお願いいたします。制度資金利子補給事業2,140万円は、中小企業資金融資条例に基づきまして、市内中小企業の資金融資について利子補給を行うものであります。利子補給については2.5%で、件数としましては継続が246件、新規が63件、計309件で計上してございます。

続きまして、177ページをお開きください。

説明欄6になります。中心市街地活性化対策事業274万7,000円は、市内銀座通り商店街のまちかどギャラリーの施設の借り上げ料、管理経費を計上してございます。

続きまして、178ページをお願いいたします。

説明欄8になります。企業誘致促進事業1,040万7,000円は、旭市企業誘致条例に基づきまして、奨励措置助成金及び旭市企業誘致審議会経費などとなっております。

続きまして、179ページをお願いいたします。

説明欄9、工業振興支援事業311万円は、あさひ鎌数工業団地及びさくら台工業団地にあります施設の管理に伴う経費及び各工業団地関係団体に対する負担金となっております。

3目観光費は1億1,087万8,000円、前年度比1,945万8,000円の増額となっております。

181ページ、説明欄3をお願いいたします。

観光施設管理費4,703万5,000円は、所管する施設の維持管理経費になりますが、平成28年度は、長熊釣堀センターを市で管理することから、臨時職員の賃金625万4,000円や消耗品494万2,000円など、合計で1,338万2,000円の経費を計上しています。

続きまして、183ページをお願いいたします。

説明欄6になります。海水浴場開設事業1,713万円は、矢指ヶ浦海水浴場、飯岡海水浴場の開設に必要な経費となります。主な経費としましては、監視業務委託料1,000万円、海水浴場整備工事505万9,000円であります。これは、海水浴場の開設に伴う看板の設置・準備並びに撤去費、さらには駐車場等に堆積しました砂の撤去等が主な工事内容でございます。

以上で、議案第1号、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

やはり全員協議会で説明できなかった主なものに対して説明をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、予算書の158ページをお開きください。

歳出になります。

6款1項3目農業振興費、説明欄1、農業振興事務費の19負担金補助及び交付金のうち、159ページの上から2段目になります。

産業まつり補助金600万円、こちらは平成28年度より旭と海上の2会場で実施していた産業まつり、こちらを1か所に統一するために、1会場分の予算を計上させていただきました。ちなみに、平成28年度は海上地区を会場にする予定にしております。

次に、同じく159ページになります。

右側の説明欄2、新規就農総合支援事業、こちらの19負担金補助及び交付金のうち、新規就農総合支援事業補助金1,500万円は、新たな農業への担い手を確保、育成するため、独立または自営農業者に最長5年間支援する国の事業でありまして、平成27年度では4個人、それから1夫婦、6人に支援を行っていましたが、平成28年度では新規に3個人、1夫婦の追加支援を見込み、予算計上いたしました。なお、補助金額は、全額国からの補助金でありまして、年額は個人で受ける場合が150万円、夫婦で受ける場合は2人で225万円が交付されることになっております。

次に、少し飛びまして、163ページをお開き願いたいと思います。

右側の説明欄16、地域農業経営再開復興支援事業、こちらの19負担金補助及び交付金のうち、農地集積協力金1,620万円、こちらにつきましては、事情により農業を営むことが困難な方などが、農地中間管理機構が行う事業を利用しまして農地を貸し付け、借り受ける方が決定した場合に、面積に応じて協力金が支払われる経営転換協力金という制度であります。こちらも全額国からの補助であります。平成27年度では5件を見込んでおりましたが、平成28年度では36件、こちらを見込んでおります。

次に、予算書の167ページをお開きください。

6款1項5目農地費、説明欄9、風永川排水機場整備事業1,082万3,000円は、旭市と匝瑳市にまたがる低い平地の排水対策、こちらを目的とした施設でありまして、風永川排水機場

という名前であります。稼働から30年を経過することから、経年劣化によりまして電源装置の直流電源装置ですとか蓄電池等に不具合が生じているため、補修工事費と設計・監理に係る委託料を計上いたしました。なお、この事業は国30%、県30%の補助と、残り40%については旭市及び匠瑳市の管理協議会への拠出金と負担金で実施いたします。

次に、予算書の168ページをお開きください。

6款2項1目林業総務費、説明欄2、保安林植栽事業の15工事請負費853万8,000円、こちらは、現在、足川浜地先の県有保安林に減災盛土工事を実施しており、工事完成後、盛土の北側に通行路を造成しておりますので、この通行路300メートルの区間周辺に、海岸利用者及び進入車両等へ利用案内のための啓発看板を整備する工事と、井戸野浜地先の保安林1,664平方メートルにクロマツ、トベラ等を植栽する工事の実施に対する費用であります。

以上で、議案第1号、農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、建設課所管の補足説明を申し上げさせていただきます。

初めに、予算書の190ページをお開きいただきたいと思います。

8款2項1目道路橋梁総務費、説明欄1、道路橋梁事務費、13節委託料のうち、台帳整備委託料634万4,000円ですが、道路占用をデータベース化し、その管理事務の効率化を図ることを目的に導入するものです。

その下の道路台帳補正業務委託料693万4,000円ですが、これは平成27年度に実施した事業分の道路台帳の補正業務を計上してございます。

次に、192ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費、説明欄2の道路維持補修事業の13節委託料・道路補修委託料1,700万円ですが、これは、あらかじめ年間契約を締結し、緊急時の道路補修に対応するための委託料を計上しております。

同じく、15節工事請負費1億6,194万6,000円ですが、これは老朽化した舗装の打替え工事等であり、このうちの3路線については、社会資本整備総合交付金対象事業として予定をしてございます。

続きまして、同ページの説明欄3の交通安全施設維持補修事業の13節委託料、交通安全施設維持補修業務委託料についても、先ほどの道路補修と同様に年間契約を締結し、緊急時の

補修に対応するための委託料を500万円計上しております。

15節工事請負費、交通安全施設整備工事1,526万円ですが、これは、ガードレールやカーブミラー等を整備するために計上しております。

同ページ下段となります。

8款2項3目道路新設改良費について主なものを申し上げます。

○委員長（宮澤芳雄） 課長、ごめんなさい、着席のままどうぞ。

○建設課長（大久保孝治） 193ページをお願いいたします。

説明欄2、道路新設改良事業、このうち15節工事請負費1億1,267万6,000円ですが、道路改良工事として市道の拡幅整備、道路排水工事として道路側溝等の整備、また、未舗装道路の舗装新設工事のための道路舗装工事費を計上しております。

説明欄3、蛇園南地区流末排水整備事業。次の194ページをお願いいたします。

15節工事請負費、道路排水工事3億56万4,000円ですが、平成28年度は県道飯岡片貝線についての工事と前年度施工箇所の本復旧工事を計画しております。

続きまして、説明欄4の旭中央病院アクセス道整備事業ですが、引き続き国道126号から東総広域農道までの工事と用地買収、物件補償を行う予定であります。

15節の工事請負費5,400万円ですが、これは仁玉川との交差点の工事を計画しております。17節の公有財産購入費1億410万5,000円及び22節の補償補填及び賠償金1億3,650万1,000円をそれぞれ計上しております。

説明欄5の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の8,205万6,000円ですが、引き続き用地交渉を行うとともに、通称大坂の交差点付近の工事を計画しております。

次に、195ページになります。

説明欄6の南堀之内バイパス整備事業1,615万1,000円ですが、引き続き用地交渉を行う内容としております。

説明欄7の震災復興・津波避難道路整備事業7億5,977万1,000円ですが、旭市復興計画に基づき、復興交付金事業として飯岡地区の横根三川線及び社会資本整備総合交付金事業、これは復興枠でございます、としての旭地区の椎名内西足洗線の2路線について、15節の工事請負費3億2,310万円。

次の196ページになります。

17節の公有財産購入費1億700万円及び22節の補償補填及び賠償金3億1,000万円を計上しております。

説明欄 8 の冠水対策排水整備事業3,261万6,000円ですが、市内のイ及びニ地先の道路冠水対策として、排水施設の新設・改修をします。

13節委託料に調査・設計委託料として2,667万6,000円及び15節工事請負費に594万円を計上しております。

8 款 2 項 4 目の橋梁維持費、説明欄 1 の橋梁長寿命化修繕事業4,914万円ですが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、13節委託料に調査・設計委託及び調査・測量委託料として3,294万円を、15節の工事請負費、橋梁改修工事費1,620万円を計上しております。

以上で、建設課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、同じく都市整備課所管の予算について補足説明させていただきます。

全員協議会で説明できなかったものについて、主な予算についてご説明いたします。

初めに、201ページをお願いいたします。

4 目公園費、説明欄 2、あさひ健康パーク維持管理費です。パークゴルフ場の利用につきましては、28年度利用者、前年度の実績を考慮いたしまして年間利用者を一般の方6,000人、月極会員1,900人、計7,900人として、来場者数といたしましては年間約 2 万9,000人程度を見込んでおります。

それでは、202ページをお願いいたします。

15工事請負費481万7,000円は、パークゴルフ場のコースのうち、くろしおコースの 1 番ホールの部分が奥まった部分からのスタートでしたので、管理棟から見える場所近くに移しまして動線を分かりやすく、また、プレーでの打撃音がだいぶ大きい音がいたしますので、その緩和を図り、周辺にお住まいの方の生活環境の改善がされるようにコースの一部を移動変更等の改修を行うものです。

次に、205ページをお願いいたします。

8 款 4 項 1 目住宅管理費、説明欄 6、住宅・建築物耐震化促進事業240万9,000円のうち、19負担金補助及び交付金240万円は、住宅耐震改修補助金 5 件の利用として200万円、住宅耐震診断補助金を10件見込みまして40万円を見込んだものです。

次に207ページをお願いいたします。

2 目の住宅建設支援費になります。説明欄 3 の被災者住宅再建資金利子補給事業410万円は、被災者が住宅建設資金を金融機関から借りた場合、その利子の 2 %分までを補助するも

ので、継続分95件と新規分の5件を見込みまして計100件分を予算計上したものです。

以上で、都市整備課の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

磯本繁委員。

○委員（磯本 繁） 議案第1号、平成28年度一般会計予算の196ページ、説明欄、橋梁長寿命化修繕事業の13節委託料3,294万円の内容、15節工事請負費1,620万円の内容はどんなものでしょうか、お尋ねいたします。

続いて、予算書の197ページ、1目都市計画総務費、説明欄2、都市計画事業費の13節委託料の2ページ、都市計画基礎調査等業務委託料293万6,000円ですが、どのような調査で、なぜ必要ですか、お尋ねいたします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、橋梁長寿命化修繕事業でございますが、最初に13節の調査・設計委託料でございます。こちらにつきましては、橋梁の詳細設計業務委託、こちらを11橋、委託をする予定でおります。

その下の調査・測量委託料、これにつきましては、橋梁点検業務委託といたしまして、28年度は114橋を計画しております。

それと、15節の橋梁改修工事でございます。こちらは、市内の橋梁の維持補修工事として6か所を予定しております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、ご質問の都市計画基礎調査でございますけれども、これは都市計画法第6条に基づきまして、都市における人口、産業、土地利用、交通、そういったものの現況を調査し、将来の見通しを定期的に把握するための基礎調査を行うもので、客観的、定量的なデータに基づいた都市計画の運用のために必要なもので、調査は5年ごとに県と協力いたしまして実施をしているものです。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにありますか。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 若干前後する部分があると思うんですが、まず最初に、159ページ。先ほど農水産課長から説明がありました新規就農総合支援事業、この事業、非常に使いにくい事業だというふうに把握しております。新規就農者かなりいるんですね。ただ、やはり親と同じ作物を作っちゃいけないとか、非常になぜと、親と同じ作物をして新規就農しちゃいけないのかという部分もあったり、その辺のところ、もう少し条件の緩和というのは今後とも考えていただけないのかと、第1点と。

それと、181ページ、観光施設管理費、先ほど課長のほうから説明ありました。もう少し詳しく、また29年度以降の経営形態等についても詳しく分かればお願いしたいと思います。

それと、もう1つ、その前、178ページ、旭市特産品開発事業、これどのような商品が今まで開発されていて、今年どのようなものを、また今年度採択していくのか。

また、160ページ、こだわり旭ブランド創出事業というのが農水産課の所管でもございます。このようなものを、どうでしょう、同じ理念のものが幾つかの課に分かれて、根本的に目指すところ是一緒だと思うんですが、この辺のところを、やはり、できればもうちょっと1本に重点的にできるのではないかなというふうに考えています。その辺もお答えいただきたいと思います。

それと、195ページ、震災復興・津波避難道路ですが、今年度、平松などは100%の予算がついているということで、その進捗状況を、今後の見込み等が分かればお願いしたいと思います。

それと、198ページ、先ほど課長のほうより説明がありました。都市計画基礎調査等業務委託料ということで、そういう説明がありました。たしか平成28年度は、都市計画の見直しの最終年度の目標の年度となっていると思います。それに向けての予算ではないのかなと、私はちょっと勘違いしておったんですが、それに向けての今年度の取り組み等分かれば、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、飯嶋委員の回答ですけれども、まず159ページの青年就農給付金事業、確かに国の事業なんですけれども、要件かなりあります。年齢が45歳未満、または農地の利用権を有しているとか、親と同じ事業でなければいけないということで、いろいろ相談があった中で、なかなか該当になる方がいらっしやらないと。我々も国のほうに、

もう少し柔軟な対応ができるかということで、今要望はしております。ただ、この件が誰でも受けられるとなると、日本全国にいる農家の後継者の方全てという形になりますと、予算規模がかなりいってしまうということも国のほうが言うておりました。やはり、こういう形で一応規制を、多少要件を付けないとならない、予算の中では対応できないということ言うておりましたので、またその予算規模の拡大、また、こういった少しでも旭の農家の方が受けられるように、今後とも要望していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それから、こだわり旭ブランド、こちらも幾つか、商工観光課のほうでもやっております。また、柔軟な対応ということでもありますけれども、こちらも要件は定額50万円までということで同じなんですね。商工観光課のほうは六次産業化を目安にということでやっております、農水産課のほうは地域のイメージを生かした商品開発ですとか、PR活動、旭市の顔となる旭ブランドの創出に向けた取り組みを支援している、内容的にはほぼ変わらないと思うんですけれども、幾つか支出するところもあったほうがいいのかないかなというものもあるんですけれども、ここも将来的に、やはり農水産部門でブランド化というのを重点に我々置いていますので、商工部門と農水部門で分けてやったほうがいいのかないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、ご質問がございました178ページの特産品開発事業補助金でございます。

今、農水産課長が言われたとおり、商工観光課で対応している部分の補助対象事業の趣旨というんですかね、そういうものを先に述べさせていただきます。

私のほうで担当している部分につきましては、具体的に加工品ということを使っております。例えば農産品がございまして、それをそのまま販売するようなものについては該当してございません。つまり、市の資源を活用いたしまして、特色ある要するにお土産、地域の食材を使用した調理品等について補助するものでございます。ちなみに事業者の補助事業でございますが、補助対象経費の2分の1以内ということで、限度額が50万円でございます。なお、1事業につきまして3か年を限度としてございます。

委員の質問にございましたように、じゃ具体的にどのようなものがあるかということでございます。平成27年度、今年度につきましては、JAちばみどり飯岡メロン部会というのがございまして、そちらのほうでメロンゼリー、今までは青というんですか、青の部分とプリ

ンを作っておりましたが、それを赤、タカミレッドですか、そういうものを2つ入りで販売してございます。あと、ちばみどりのほうでお酒を造りまして、その関係のPRの関係、ポスターとかのぼり等を作成したものに補助してございます。

今年度につきましては、6件でございます。昨年度といいますか、今までの中で主だったものをお知らせいたします。今現在、道の駅のほうでジェラートですか、やってございます。メロン入りのジェラート、そういうものとか、郷土の偉人でございます濤川惣助ですか、惣助の宝というクッキーとか、あと復興弁当とか、もつカレー、トマトジュースとか、塩ですね。あと焼酎とか、いろいろございます。

続きまして、181ページの観光施設管理費の中にあります長熊釣堀センターの関係でございます。これにつきましては、25年度から3年間ということで指定管理をやってございました。今回、27年度で指定期間が終了することから、指定管理者の募集をしましたが、応募がございませんでした。これにつきましては、2回ほどやってございます。2回目につきましては、条件を緩和しましてやったんですけれども、最終的にはございませんでした。その関係で、今年度につきましては市直営で行うこととしまして、予算額を1,338万2,000円計上したところでございます。主なものにつきましては、臨時職員の賃金、それとヘラブナの購入ということでございます。

今年度につきましては、先ほど言いましたように、4月から市直営になるものですから、現在の従業員といいますか、地元の従業員を雇いまして実施したいというふうに考えております。

それと、29年度からでございますが、今後も指定管理者による管理を考えております。現在、施設使用料で管理費を賄う利用料金制を採用してございましたが、今年度応募がなかったことから、指定管理料の支払いを含めて28年度に検証したいと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 津波避難道路の進捗状況ということでございます。

椎名内西足洗線につきましては、本年度は境界の査定を行った後、今現在、県道飯岡一宮線から北へ向かって約1キロの間の物件補償算定を業務中でございます。これは、年度内に終了する予定でございます。

それと、28年度の予算の内訳でございます。総額7億5,977万1,000円のうち、横根三川線に係る部分が6億3,543万1,000円、それと椎名内西足洗線につきましては、1億2,434万円

を予定してございます。そのうち、椎名内西足洗線ですが、調査・測量委託料、こちらは不動産鑑定物件調査等を予定してございます。

それと、17節用地購入費として3,300万円、それと補償補填としまして8,000万円をそれぞれ予定をさせていただいたところでございます。今年度の物件の補償算定を受けまして、新年度からはそちらの用地交渉等に入る予定でございます。

横根三川線につきましては、こちらは東日本大震災復興交付金でございまして、27年度中に事業費の全額を既にいただいております。その関係で、今年はお承知のように飯岡中学校の入り口のところの工事費だけでございましたので、この後、9号で減額のほうをさせていただいています。原資としては全て来ちゃってますので、今年使い切らなかったものはまた28年度で全額計上しなければいけないという、ちょっと縛りがございまして、その関係でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、都市計画の関係のご質問をいただきました。

まず初めに、都市計画基礎調査ですけれども、こちらのほうは、この調査5年ごとにやっておりますけれども、土地の利用状況、建築物の用途、また宅地開発の状況ですとか、そういった各道路の状況ですか、交通量の状況、そういったものを調査しまして、それを地図上に色分けして落としていくというような作業で、そういったものができます。それを5年ごとにやりますので、そういったものを見比べることによりまして、どういうふうに発展しているのか、どの辺に住居が多いのか、建物、用途とか、そういったものをいろいろ視覚的に分かるような状況ができますので、そういったものも都市計画を見直していく上で十分活用できるということで、必要な調査というふうに考えております。

実際、あと取り組みなんですけれども、27年度につきましては、広報のほうに連載で都市計画のことを掲載させていただきました。28年度につきましては、197ページの都市計画総務事務費の中の11需用費の中に、印刷製本費で26万5,000円ほどを計上させていただきましたけれども、これで都市計画の関係のリーフレット、そういったものを作りまして、各地区に説明会に入っていこうということで考えております。それとあと、県のほうとも協議しまして、また県のほうのいろいろな情報、そういったものを得まして、今後、旭市にどのような都市計画が必要かと、そういったものをいろいろ検討していきながら予定を組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきます。

まず、この補助事業、農水産課の補助事業、確かに全国に就農者、数多くあると思うんですが、旭市もこれ就農者、なかなかいないんですね。私の周りで見てもそれほど多くないですよ。ただ、やっぱり、当然、この農家をやっていこうということであれば、こういった制度がせつかくあるんですから、使ってあげたいというふうには思うんですが、何で就農するのにそんな、本当につまんない縛りがいっぱいあるんですよね。その辺のところも、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

あと、この商品の開発ということで、今2つの課とを説明していただいたんですが、私はなかなか区別がよくつかないと。同じもともと旭市をアピールするものであるのであれば、やっぱりもっと一本に集中して、もうちょっと大きな額で支援してもいいんじゃないかなと。みんな、やっぱり悪い縦割り、横のというのがなかなかないのかなというふうな感じもいたします。副市長、その辺のところいかがでしょうか。お答えいただければありがたいというふうに考えております。

あと、先ほど長熊のほうも来年度以降は事業管理ということで、また指定管理者ということをお願いするということなんですが、今年度、1,300ちょっとということで、じゃ、どのくらいの予算で指定管理が受けていただけるのか、ある程度の概算、それと今年度の集客のある程度お金もあると思うんですよね。そういうのを見込んで増えていく見込みがあるのか、これ以上また厳しくなって、もうちょっと大きな額を市のほうで負担していかなかったらやっていけないのか、その辺のところも含めてお願ひしたいと思います。

都市計画については、最終年度ですので、しっかり頑張ってください、目標を達成できるようにお願ひできればと考えております。

再質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 副市長。

○副市長（加瀬寿一） それでは、私のほうから農水産課でやってます、こだわり旭ブランド、それと商工関連の商品開発、具体例を商工課長、2つ挙げてお話ししましたが、どちらにしても、旭市で商品開発の加工品をメインにしていると、どうしてもこれは、旭市は食材の宝庫でありまして、農水産業、基幹産業、そうすると、やっぱりそちらで使って加工する、それをメインに開発していく、これが多くなるのが自然だと思います。ですから、飯嶋議員

おっしゃるとおり、市として大きなものを、もうちょっと額を大きなものにしたほうがいいんじゃないかというご意見は分かります。

(発言する人あり)

○副市長（加瀬寿一） ですから、その辺のことは、例えば本当に一緒にして、それぞれ目的を1本にしちゃって、ちょっと緩くなっちゃう嫌いもあります。もっと専門的にぐっと詰めてやったほうがいいのか、それとも一緒にして広く大きくやったほうがいいのか、その辺はまた検討させていただきたいと思います。

額についても、今のところまずまずこの額で効果、まず出てるんじゃないか。ちょっと、もっと例えばここから出たものが日本で有数の品物ができるとか、そういうことをあるような方法も、もうちょっと我々も一生懸命考えまして、その辺も含めて検討させていただきます。ありがとうございます。

○委員長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、飯嶋議員のほうからありました長熊の釣堀センターの関係でございます。

28年度につきましては、歳入のほうの予算で約1,000万円の収入を見込んでおります。経費につきましては、先ほど言いましたように1,300万円ちょっとということでございますので、300万円ほどの赤字ということになります。

25年から27年度までにつきましては、料金制で指定管理、全部賄っていただきたいということでございました。それで、1,490万円というのは費用の限度額でございまして、それだけが見れるよと、それ以上、例えば収入があった場合には、市のほうへお金をいただきまして、また事業者のほうでももうけるということでございました。

結局、入場者数、要するに1人1,000円でございますので、実績でいきますと26年度が1万4,543人入ってきました、26年度は。まだ、27年度、実績はございませんけれども、約1万2,500人ぐらいかなと予想してございます。

基本的に25年度からやりましたけれども、24年度につきましては1万8,590人という方が来場してございます。そうしますと、例えば27年度ですと、それで約6,000人ぐらい減っているということです。ただ、長熊、改修してございますが、改修する前の人数と同等というふうに言われております。改修しましたので人数が伸びましてということで、それが確保してきたということです。28年度につきましては、先ほど言いましたように1,000万円ちょっとということでございますので、年々15%前後の減少率でございます。これにつきましては、

釣りをやっている方が高齢者ということで、若い方が新規にやるということは少ないということでございます。

今年度につきましても、新たな取り組みとしまして釣り教室みたいなやつ、それと貸し竿をやってやったんですけれども、なかなか思うように伸びなかったということでございますので、今後につきましては、29年度の指定管理者につきましては、先ほど言いましたように、ある程度指定管理料を支払いを含めて検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 都市計画の見直しにつきましては、こういう基礎調査ですとか説明会、そういったものをしっかりやりまして進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 3点ほど、159ページの産業まつりです。600万円、1か所というのは、去年の産業まつりのときから、特に海上ではそのようなことも知っているわけですが、旭市の方々が本当に1か所になるということを知っているのか。

それと、600万円、今まで400万円、400万円とか300万円とかでやっていましたけれども、これ1か所にするという意味ですね、理由、それをお聞かせ願いたいと思います。

それから、181ページの今の長熊のことなんですけれども、だいぶ減っていると言いますけれども、途中で盛り上げないで前の指定管理者が、ホームページはきれいだけれども、意外と雑だったんじゃないかと。どう思っているか、皆さん、分からないでしょうけれども、ヘラブナをやっている方々というのは、だいぶクレームをつけているんですよね、やり方がまずいと。その辺を精査しているんでしょうか。

それとあと、P194、アクセス道のことなんですけれども、三川の蛇園、あれの既存の道路というのは、全然交差するところ以外はかけてありませんけれども、今度、広域農道に行くところで、既存道路と交差する、ないし平行に通るところがあるかと思うんですが、その用地、市道をどうするつもりか、お願いしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、産業まつり、なぜ1か所という1か所の理由という

ことであります。

まず、1か所にするということが話が合併当時からあったわけですが、まず、その中で予算が最初の、干潟、海上、旭ということで3か所やっておりました。予算化が大きな金額になってしまうということで、そのほかの理由といたしましても、農水産課の職員と、市の職員もだいたい当日、前日、準備と実施する内容、協力してまいりました。

今の職員数もだんだん減ってきてまして、3か所での協力もなかなかできなくなってきたということで、2か所、干潟と旭が合併して2か所になった。昨年まで2か所で行っていたということですが、その中で、来年、今まで3か所でやると1,000万円以上かかっていたものが、今度1か所で来年度予算として600万円ということで出しましたけれども、1か所でどういう形で現在やるのかというのを、今、実行委員会等選出していただきまして進めていく最中でありまして。なるべく市のほうとしても、市の手のかからない、金額のかからないように実施していきたいと思っております。そういった理由でありまして、1か所にするというような形で現在進めております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、長熊釣堀センターの運営方法について精査しているかというご質問でございましたので、お答えします。

1年のうち、毎月毎月入場者数というのは報告されます。その中で、うちのほうとしましては、入場者数が減少となった原因、また今後の対策について事業者のほうから回答を得ております。その中で、天候不順とかそういう部分がございます。また、先ほども言いましたように、年齢が高くなっておりますので、そういう部分もございます。それと、交通の便のことも言われてございます。そのような中でクラブを立ち上げまして、また、釣り教室みたいなのも実施してございますが、何分、前年度を下回るような状況でございます。これにつきましては、事業者のほうも一生懸命やっております。運営については、実際の管理につきましては地元の雇用、ベテランのヘラブナの釣りをやっている年配の方から若い方を中心に勤めてございます。

そのような中でいろいろ、いろんな旭市の特産品等もPRしながら行っておりました。実は、年に2回、春と秋に釣り大会やっているわけなんですけれども、それにつきましては、年々多くなっているような状況でございます。釣りの漁獲高というんですかね、それも確かに増えております。秋の釣り大会のときには、一番になった方が60キロぐらい釣ったという

話で、すごいいっぱい釣れたということで、大層喜んでおりましたが、何分、結果としましては、申し訳ございませんが、減っているような状況でございますので、28年度から市のほうが直営で行いますので、PRも含めながら入場者数の増加に努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 並行して残る道路はどうするのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、従来どおりの市道としまして管理をしていく予定でございます。といいますのは、物件を避けるために本線を新たな用地買収としまして、従来の市道には住宅等がありますので、そちらのほうは従来どおり管理をさせていただくという予定でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） では、産業まつりというのは、一番の理由は職員が大変だ、予算がないと、だったら無駄なところいっぱいあるんじゃないですか。一般質問で言いましたよね。これ、両方出している旭市の、要するに産業まつりに商品を出している方々がいると思うんですよ。結構多いんですよ。ダブって出している人。その辺の方々の売上げを消すということですね。半分は消すっていうこと。それでいいですか、本当に。もうちょっと、ただ、自分らのほうでそういうように、執行のほうで言ってるけれども、じゃ、今まで旭でやっている方々、海上でやっている方々がどのように考えているか、アンケートをとったり何かしたことがあるんですか。ただ経費の節減、じゃ、職員が大変だから、この2つだけでしょう。今、答えを聞くと。では、市民のためにとか、じゃ、もっとお金をかけないで、例えば実行委員会にもっと委ねてやるとか、いろいろあると思うんですよ。最初から実行委員会の方が聞いても、もう来年からは2か所を1か所でやりますから了承してくださいというような方向で動いてきたんじゃないですか。再考していただきたいと思いますけれどもね。少なくとも、両方にお店を出している方々のアンケートくらいはとったっていいんじゃないですか。と思います。

それと、長熊については、例えばほかにもヘラブナの大会も袋の東ですか、2回ほどやっていますよね。そういう方々の声もちゃんと行政の中に組み込んだらいかがなんでしょうか。そういう批判があるから、例えば袋公園で批判があるから、私なんかでも長熊のことを知ったわけですよ。何やっているんだと、行政は何やっているんだと。じゃ、今回でも指定管理者が

できないということは、3年間の指定管理者がおかしかったということでしょう。でも、一般質問でも言いましたけれども、誰も責任とらないじゃない。3年間だんだん減ってきてても責任とらないじゃない。このほかにあれでしょう。例えば300万円赤字になっても、前回と同じように、3年前も今もそうですけれども、やはりヘラブナは7トンとか8トンとか放流するわけでしょう。もっと丁寧にしていただきたいと思うんですよね。まして、3億円からかけてる旭市の資産なんですから。どこでもいいってことじゃないと思うんです。どうしてもよくないから指定管理者をやめて、要するに旭市が自前で経営するというわけなんでしょうけれども。それが1点です。

アクセス道については、先ほども言いましたけれども、普通であれば旧旭市なんかの場合は、拡幅した場合には市道を含めて拡幅しますよね。今、三川蛇園見たら、市道はそのまま残すんですよ。残してやったら道路は、既存の道路と新しい道路が別になってますけれども、そんなに十何メートルになったり必要なんですか。少なくともちゃんと通れば、既存の道路の分だけ買収しなくて済むんじゃないですか。特に広域農道に抜ける琴田Ⅰ期の工区のところだと、道路をかけて行けば、今産業道路になってます。あれも市道に編入されてますけれども、それをかけていけば、例えば3分の1くらいが必要なくなるわけでしょう。そうじゃないですか。どこか都合の悪いところあるんですか。そういうところへ無駄をやるのであれば、何も600万円かけたって800万円かけたっていいでしょう。さっきの話じゃないですけども。どう考えてもおかしいと思うんですよね。旧旭市のときには、道路を造るときに市道もかけて拡幅してますよ。いつからどのように市道を拡幅するのに、もとの市道を利用しない道路の造り方になったんですか。もう一度お願いします。

○委員長（宮澤芳雄） 議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き、議案の質疑を行います。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、産業まつり、なぜ1か所だという、アンケートをとったのかということでありまして、平成25年から検討委員会を実施しておりました。そ

の中でいろいろ確認させていただいたり、検討させていただきました。また、25年から各産業まつり終わった後に反省会を開くんですけれども、その中でも実行委員にいろいろご意見を伺うことをいたしました。その中で、やはり今の旭、海上で参加しているお店の方、だいたい7割ぐらいが同じ方ということで、1か所にしたほうがいいんじゃないかという意見もその中ではありました。

今回の平成28年度から実施する予定の産業まつり、こちらは、今、新しく実行委員を各団体から選出していただいております。その中でも、今回から海匠漁業協同組合ですとか水産加工協同組合、そういった中の方たちにも協力していただくという形になっております。ですから、もっと幅広い産業から出ていただいて、旭市を盛り上げていこうということを今予定しておりますので、1か所の開催ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今回の1回開催いたしましたら、その後、また反省会を開きまして、再来年どうするのかというのを、また検討していくというようなことを考えておりますので、またいろいろご意見ありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうは長熊釣堀センターの関係でお答えいたします。

袋公園のヘラブナの関係でございますが、袋公園につきましては、毎年1トンということでもございました。長熊につきましては、指定管理になってから7トン放流してございました。

28年度の予算につきましては、3トンから4トンで計上してございます。というのは、釣り大会がございまして、指定管理になった25年度の関係でございますが、春、夏合わせまして、釣り大会には387名が長熊に訪れております。袋につきましては188名。26年度につきましては、長熊が344名に対し、袋が222名と。今年度につきましては、長熊が364名に対しまして、袋が201名ということです。釣りの釣果でございますが、今年度につきましては、秋の大会でございますが61キロの釣果でございました。袋につきましては、9.7キロという釣果でございました。

利用者のほうからは、だいぶ釣れるので、今後は放流の量よりも質、要するに小さいものよりも大きいものを入れたほうが、今後、お客さんが見えるんじゃないかということでございますので、平成28年度につきましては、若干大きめのヘラブナを放流する予定でございます。

なお、袋の釣りの関係者のほうから意見が出ているというお話でございましたので、東総

釣友睦会でしたっけ、そういう方々からご意見をいただきまして、平成28年度、市の直営の運営につきましては、適正に努めていきたいと思いますので、ご理解のほうをよろしく願います。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 幅員がなぜ12メートルも必要なのかという部分と事業費、旧旭市では現道を拡幅してきたのにとのことでございます。

地域間連絡道路としての位置づけで、今、既存の事業を進めておりますが、事業を計画するに当たりましては、なるべく全体事業費の比較算定をしております。その中でも、既存の道路を広げていった場合に、物件補償等が、相当費用がかさむということでルートを本線といたしますか、既存の市道からずらした状態で今のルート決定をしております。

幅員につきましては、これは県の公安委員会交通規制課との協議の中では、国が示しております道路構造令、それらに基づいた中と、あとは市が位置づけております地域間連絡道路、いわゆる幹線道路ということで、これだけの幅員をもって整備しなければいけないというルールがございますので、そちらのルールに基づいた幅員構成となっております。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

滑川委員、どうぞ。

○委員（滑川公英） どうもありがとうございました。

ただ、産業まつりについては、やはりだいぶ心配している人もあるし、旭市を活性化させるために産業まつりをやっているわけだし、ブランド化をしたいというような予算もあるわけだし、道の駅も旭市をPRするためにやっているんであれば、やはり600万円の予算の中で両方とも利用料というのがゼロ円ですよ。旭市の土地ですから。であれば、今まで我々なんかずっと関与しているわけですけども、ほとんどが市の行政の皆さんが主催者で、ほとんどおんぶに抱っこで、ただ検討委員会ないし委員会というのは、品物を出してもらうくらいでメインではないんですよ。だから、例えば予算が大変だからと、そうであれば、逆に言えば、袋の東溜めのヘラブナ釣りの大会みたいに、やはり民間に任せてできる範囲の中でやればいいんじゃないですか。全部おんぶに抱っこで、商売は皆さん来てくださいと言っても、その段取りは全部行政がやっているわけでしょう。だったら発想を転換して、もっと予算をかけないで、要するに実行委員会の方々にもっと活躍してもらう場があってもいいんじゃないかと。

あと、長熊については、先ほども言いましたけれども、3億円もかけてリニューアルした釣り堀なんで、ぜひとも、やはり旭市の観光のメインになると思うんで、これからも大事にしていてもらいたいと思うんで、あまり手抜きをしないように。多少、民営化の前だと200万円から300万円の間で赤字になってましたけれども、今回は300万円くらいは赤字はできますけれども、やはり旭市の情報発信の大事なツールだと思うんで、その辺をやはり、ただいい悪いじゃなくて、情報発信をするんだよ、旭市にお客を呼び込むんだよという方向でぜひお願いしたいと思います。それは、農水産課にしても商工観光にしても同じだと思うんです。私がぐだぐだ文句を言っているように見えますけれども、旭市にやはりお客さんが来てもらうために言っているんですよ。縮小したからいいわけじゃないでしょう。ぜひそういう面で担当課は考えていただきたいと思います。

3番目のアクセス道については、簡単に言えば、面倒くさいからやらないと言っているように聞こえますよね。だったら、それを委託すればいいだけの話じゃないんですか。一般質問みたいになっちゃうんですけれども、皆さん、今、文化の杜、文化の杜ってやっているでしょうよ。そここのところに一生懸命手間暇かけているんでしょう。だったら同じようなことできないわけないわけですから。市民が見たら、同じ道路なのに何で空いているんだというのが、これは基本なんですよ。無駄を省くために、やはり予算がなくなるからということで、みんなカットカットしているわけであれば、そういうところに対しても同じようなことじゃないかと思うんで、ぜひ執行部は考えていただきたいと思います。

答弁は必要ありません。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 166ページの農地・水保全管理事業のところの委託料、農地等現地調査委託料と多面的機能支払交付金、この委託料のところですが、農地等の現地調査、これはどのような調査をしているのか、もうちょっと詳しく説明していただければありがたいと思います。

この負担金補助金及び交付金の部分も、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。資料、たくさんあるようでしたら着席のままでいいですよ。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、166ページ、農地・水保全管理事業の委託料、農地等現地調査委託料151万2,000円、これはこの農地、その下の多面的機能支払交付金、こちらが、

現在9地区行われておりまして、農道の草刈りですとか水路の保全管理、そういったのを実施していただくと、国から補助金が出るということで、この場所が農振地域、それから農用地に限られております。ですので、そちらの実施したこの地区、そちらを現地調査をして確認するというものが必要になります。その現地調査は9地区ありまして、この面積がかなり多くあります。こちらの面積が、全部入ると1,104ヘクタールの農地面積になります。ですので、こちらを全て市のほうで確認するというわけにいきませんので、年間2回、土地改良連合会、そちらに委託して、そちらで現地のほうを農地で実施しているのかというのを確認していただくという、この委託料でございます。

この多面的機能支払交付金につきましては、先ほど申しましたように、9地区の農地に対して保全管理等を実施した団体に補助するもので、こちらが、その農地の面積によりまして補助金が変わってくるんですけれども、そちらの合計が5,434万3,300円なんですけれども上がりまして5,434万4,000円という形であります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 議案第5号につきましては、全員協議会及び本会議でご説明いたしましたが、それ以外、特に補足して申し上げることはございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 議案第6号、平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計、この予算につきましては、全員協議会並びに本会議における補足説明以外にはございませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 今年度、大きな改修事業が入っておるようですが、これが、たしか17年くらい経過しているということで、今後やっぱりこういった事業がかなり増えてくるんじゃないかな。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 管路改修事業だと思います。この事業に関しましては、当時布設した管が陶の管、セラミック管という陶の管であります。この管は、県のほうが工事いたしまして、市に移譲されたものでありまして、当時の書類を確認しましたところ、陶の管は、その場所だけであります。ですから、今回塩ビ管に布設替えする場所に関しましては、今回が全てということになります。

また、ポンプの修理とかも今後ちょっとまた改修は多くなってくるのかな、やっぱり経年劣化がありますので、多くなってくるのかなというのはあります。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 第8号議案につきましては、全員協議会及び本会議でご説明した以外、特に補足して申し上げることはございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、商工観光課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の19ページをお開きください。

議案質疑でもありましたが、再度ご説明申し上げます。

7款3目、説明欄1の観光資源創出プロモーション事業304万8,000円の増でございますが、まず、千葉県高速バス実証運行負担金197万5,000円ですが、千葉県が新たな観光需要を掘り起こすため、成田空港と県内観光地を結ぶ高速バスの実証運行を実施するための負担金となります。運行ルートにつきましては、成田空港を発着地とし、匝瑳市、旭市、銚子市、香取市を循環する上回り、下回り、それぞれ2便ずつと予定しております。

次に、観光施設利用助成金107万3,000円ですが、先ほどの高速バス実証運行と県内鉄道を利用できるフリー切符が首都圏で販売されることに伴いまして、旭市への来訪者を増やすため、この2つの事業を利用し、旭市を訪れた方に対し、宿泊料や道の駅季楽里あさひでの買い物分の割引分について補正をお願いするものです。なお、財源につきましては、全額国の地方創生加速化交付金を見込んでおります。

次に、6ページをお願いします。繰越明許費の追加でございます。

7款商工費、観光資源創出プロモーション事業の304万8,000円。内容につきましては、ただいま説明しました高速バス実証運行負担金197万5,000円と、観光施設利用助成金107万3,000円であります。

本事業につきましては、国の補正予算を財源としており、本年9月から事業実施を予定しているため、全額繰り越しをお願いするものです。

以上で、議案9号、商工観光課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページを開きください。

第2表、繰越明許費補正になります。上の表の追加についてであります。

6款1項農業費、事業名、畜産競争力強化対策整備事業、3,710万円ですけれども、生産基盤の確保を目的とした畜産クラスター事業と呼ばれる事業でありまして、千葉県畜産競争力強化対策整備事業費補助金、こちらを活用し、畜産農家で事業実施主体が、今回、北総地区肉用牛増産クラスター協議会の取り組む牛舎及び堆肥舎等の施設整備に係る国庫補助事業であります。千葉県の事業計画の承認に不測の日数を要しました。それから、設計変更及び近隣住民との工事の施工方法について調整が生じたため、年度内の完成が見込めないという

ことから、繰り越しをお願いするものでございます。

なお、事業の完成は5月末の予定であります。

続きまして同表の、6款2項林業費、事業名、保安林植栽事業、こちらの520万円ですけれども、足川浜地先で延長300メートルの区間へ立入防止柵などを施工する砂丘進入路付帯工事について、関連する県工事の減災盛土工事に進捗の遅れと、北部林業事務所等の関係機関との協議に不測の日数を要しました。そのため、年度内の完成が見込めないということから、繰り越しをお願いするものでございます。

以上で、議案第9号、農水産課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正になります。

一番下の8款土木費、2項道路橋梁費です。事業名、道路新設改良事業の8,941万2,000円ですが、業務委託1件、道路改良工事4件、道路排水工事5件につきまして、境界確認及び関係機関等との協議に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないことから、繰り越しをお願いするものです。

次に、事業名、蛇園南地区流末排水整備事業の2,365万2,000円ですが、沿線住民や道路利用者への利便性確保のため、発注時期を調整したことにより、年度内の完成が見込めないことから、繰り越しをお願いするものです。

次に、事業名、旭中央病院アクセス道整備事業の7,777万4,000円ですが、家屋の物件移転に伴いまして、移転先となる土地の農地転用手続きや、関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めないことから、繰り越しをお願いするものであります。

次に、事業名、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の4,718万4,000円ですが、道路詳細設計修正業務の関係機関協議や、前年度繰越工事に係る電柱移転に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものであります。

次に、補正予算書の19ページをお願いいたします。

8款2項3目、中ほどにございますが、道路新設改良費、説明欄1の震災復興・津波避難道路整備事業の3億円の減額でございますが、復興交付金事業で計画しております横根三川

線でございますが、今年度に発注の見込みのない工事費を減額させていただきます。

また、この減額予算につきましては、平成28年度当初予算のほうに計上させていただきました。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議案第18号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございますので、特に補足して説明する内容はございません。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

磯本繁委員。

○委員（磯本 繁） 消費者安全法の改正により、この条例を設定することになったのですが、旭市消費者センターの活動状況についてお尋ねいたします。

1年間の相談件数は何件ぐらいだったのか。また、相談内容はどのようなものが多かったのか、お尋ねします。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 磯本繁委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、直近の相談件数と主な内容について報告します。

平成27年度につきましては、まだ年度が終了しておりませんが、現在、439件の受け付けを新規で受け付けをしています。また、平成26年度につきましては422件ということで、昨年から比べて増えている状況でございます。

内容につきましては、特に多かったのはインターネットを通じての販売や電話での勧誘、あと金融商品のトラブル等がございました。また、最近は、金融関係、消費者金融の関係が非常に多くなっております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第42号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩井正和） それでは、議案第42号についてでございますが、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 農業委員については、私は来年の7月まで任期がたしかあったなというふうに思っております。何か、今度、その下に評価委員というような、評価委員でしたっけ、何かつきますよね。その辺のところをもうちょっと詳しく、ある程度人数的なものも分かればお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋正利委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩井正和） それでは、農業委員会法の改正によりまして、今度の定数的な人数はどのくらいになるのかということと、あと農地利用最適化推進委員についてご説明いたします。

まず、定数でございますが、農業委員会法の中に上限の枠が定められております。これは市内の農地面積と農家戸数によって定められております。これによりまして、今度の法律では、19名が限度ということになります。今現在、27名の定員がおりますけれども、約半数近くになるかなということで、一応定数につきましては、19名以内で市の条例で今度は定めることとなります。

それと、農地利用最適化推進委員という内容なんですけれども、今度、農業委員が半分近くになりまして、その代わりといっちはなんですけれども、一応農業委員の職務が法令に基づく3条、4条、5条、これらの審議が主な活動になります。農地利用最適化推進委員というのは、この現場の活動が主になるということで、これ、農業委員は市長が任命するわけなんですけれども、この推進委員というのは、農業委員の会長が今度は任命するような形になりまして、そちらの人数につきましても、今後、農業委員の人数と推進委員の人数を条例で定めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 事務局長のほうより、今、面積統合という話がございましたけれども、これは地区をまたいでという、農業委員の任命があつたりもするという事でよろしいですか。

○委員長（宮澤芳雄） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩井正和） 今まで選挙制度のときは、市内5地区に分けて設定してありましたけれども、今回、農業委員につきましては、選挙制度がなくなりますので、そういった地区をまたいでとか、そういう決まり、旭市全体で19名以内で定めるということになります。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） では、今まで5地区で例えば推薦もあつたんですけれども、全部あつたんですけれども、これから大選挙区で地区には関係なく19人が選ばれると、その任命者、それは市長なんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩井正和） まず、選挙制度はもうなくなりますので、今度は、例えば地区のほうから推薦が上がってきた方に対して、市長が今度は任命するというような形になります。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） では、やはり5地区が今は分かれていますけれども、そこから、例えば推薦をしたいというような人を、3人だったら三、五15、4人だったら四、五20と、そういうような方向でやるのか、それとも本当に全部プールにしちゃうのか、さっき言った大選挙区みたいな。それはどのように考えているんですか。

○委員長（宮澤芳雄） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（岩井正和） 取りあえず、条例で人数が決まりましたら、一応広報のほうに募集をかけます。それは、地区別じゃなくて市内一律にかけます。ただ、例えば旧旭地区にその定員が全部集中しちゃったということもちょっとまずいこともありますので、その辺は、今後調整するような形になろうかと思います。

もう一つ、推進委員のほうは、これは地区割りの制度がございます。この地区割りについても、今後何地区にするのか、一応検討することになりますけれども、今の段階では旧制度

の5地区として今考えております。

以上です。

○委員長（宮澤芳雄） 滑川委員。

○委員（滑川公英） 3条、4条、5条が今までの5地区で偏って申請されているわけですね。そのようなことによって、例えば、ある地区の委員はべらぼうに忙しい、ある地区の委員というのはほとんどないと、そういうことを踏まえて各地区からするのか、それとも多いところには多いような農業委員を割り振っていくのかというのは、これから検討していくことなんでしょうか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） 答弁いいですか。

（発言する人あり）

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第42号の質疑を終わります。

続いて、議案第44号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

市道1-050号線三川地先における蛇園南地区流末排水整備事業の排水路整備工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物内部及び外部への影響で既存損傷拡大35か所、新規損傷44か所、計79か所の修繕が必要となりましたことから交渉をしてきましたが、このたび、交渉が成立し、本議案の提案をするものでございます。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第44号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） この79か所も地盤に悪影響が出たということですが、この1回に79か所出たわけじゃなくて、順次、いろいろな工事の進捗状況によって出てきたものかなと思いますが、もっと早く工法を変更することによって被害が79か所に拡大しないで済まなかったものかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（宮澤芳雄） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） おっしゃるとおり、工事のスタートから完了までの間で出た被害でございます。まず、事前調査というものを行ってしまして、今の状態、工事始まる前の状態で家屋のほうの調査をやらせていただきました。ここにつきましては、既存の損傷箇所182か所ほどございました。そのほかに、先ほど申し上げましたが、工事期間中に影響を及ぼしたものが182のうちの35か所、それと新規に44か所が発生したものでございまして、工法上は特に変わったことはしてませんですけども、やはり8メートルほどの矢板を打ち込みますので、家屋の側は抜きません。残します。道路のセンターよりのほうは、全部矢板を抜くんですけども、やはり工事施工中の中での水害等も含めまして、やはりそれだけの影響が出てきたかと思います。

大きなものはあまりないんですね。たたきももともと沈んではいたんですけども、それが工事をやったことによって、さらに2センチ沈んだとか、いわゆる壁のヘアークラックが2ミリ、3ミリに広がったとか、そういったもので全て79か所になってます。

○委員長（宮澤芳雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第44号の質疑を終わります。

続いて、議案第46号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、議案第46号、市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

今回認定する8路線は、津波避難道路の整備に伴い1路線を、農水産課所管であった秋田地先と海上地区内の東総広域農道を建設課へ所管替えするに当たり4路線を、また、鎌数地先、琴田地先、後草地先の宅地造成により市へ帰属された3路線を新たに市道認定をするものでございます。

以上で、議案第46号の補足説明を終わります。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の説明は終わりました。

議案第46号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、議案第46号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮澤芳雄） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成28年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成28年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成28年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第42号、旭市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第46号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（宮澤芳雄） 全員賛成。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（宮澤芳雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（宮澤芳雄） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課のほうから報告 1 件させていただきたいと思っています。

こちらのマキの被害、ケブカトラカミキリにご注意くださいという内容でございます。

この資料をご覧いただきたいと思います。

現在、市内ではカミキリムシの一種でありますケブカトラカミキリ、この食害によりまして、マキ、特にイヌマキに被害が発生しておる状況であります。

この害虫は、水分や養分、こちらを吸い上げられなくなるということで、最終的には枯れて木が死んでしまうというような状況であります。

被害の確認なんですけれども、2月15日に市民の方より古城地区で被害が発生しているという旨の連絡がありました。26日に、ここにいらっしゃいます宮澤委員長と米本議員に来ていただいたということもあります。県の農業事務所と農水産課で現地、特に鐺木地区の被害発生状況を確認いたしました。

発生状況ですけれども、県農業事務所が調査中でありまして、何本というのは把握できてはおりませんけれども、2月26日に現地確認した鐺木地区には、多くの被害が及んでいるというような状況であります。

県農業事務所と協議しまして、市内でもマキの銘木ですとか、マキ塀も多数あるということから、被害の拡大を防止するため、樹木の所有者に適切な対処や防除等をお願いすることになりまして、市内全地区の各区長を通じまして、このチラシの回覧を依頼してあります。また、チラシの回覧と別に、また市のホームページで、今日から掲載ということで、また4月1日号の広報あさひへも掲載という形を実施することで啓発を進めてまいりたいと思います。

以上、農水産課から樹木の害虫防除対策についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○都市整備課長（川口裕司） 都市整備課からは、旭市耐震改修促進計画の改定についてご報告いたします。

資料ですけれども、右上に都市整備課の表示がありますA3判の旭市耐震改修促進計画の概要というこのチラシのほうをご覧ください。

初めに、当初の計画の策定経緯と内容についてご説明いたします。

右上の1、背景の欄をご覧ください。平成18年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律、これが改正されまして、都道府県及び市町村は、地域の実情に即した耐震改修促進計画を策定し、各自治体において建築物の耐震化を計画的に促進することと、こうされたことから、平成20年3月に計画期間を20年4月から28年3月までの8年間の計画期間といたしまして、策定をいたしております。この当初の計画の内容としましては、減災の取り組みとして住宅及び建築物耐震化率を計画終了年の目標として90%を目指すということとしておりました。

今回、この計画を改定するに当たりましては、国・県のさらなる耐震改修の方針を受け、旭市においても継続して耐震改修を進めるもので、最後の行に赤字で記載してありますけれども、平成25年11月に耐震改修促進法が改正されましたので、この内容に沿って旭市耐震改修促進計画の改定を行うものです。

主な改定内容としては、赤字表記した部分になりますけれども、2の位置づけの欄をご覧ください。上位計画であります旭市国土強靱化地域計画、こちらのほうを追加してあります。それと、3番の計画期間、これにつきましては、国の基本方針及び千葉県耐震改修促進計画を踏まえまして、平成28年度から平成32年度までの5年間ということで計画しております。

右上の上段、第4章、住宅・建築物の耐震化の現状及び目標の欄をご覧ください。現状を平成27年時点として捉えまして、戸数や棟数及び耐震化率を算出いたしました。目標耐震化率に関しましては、90%であったものを平成32年度末で95%といたしました。この目標は、非常に高いハードルではありますが、国の基本的な方針や県の促進化計画を勘案いたしまして95%という目標を設定いたしております。

次に、第5章、建築物の耐震化を促進するための施策として、国の基本的な方針を踏まえ、耐震改修に関連する安全対策に、エレベーター及びエスカレーターの安全対策、それと天井等の脱落対策について追加明記をしております。

改定した旭市耐震改修促進計画につきましては、市のホームページで公表いたします。また、市では、耐震化率向上に向けまして、耐震無料相談会の開催、旭市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱、旭市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱、こういったものを設けまして取り組んでいるところでございます。

また、改定版の旭市耐震改修促進計画、こちらにつきましては、都市整備課のほうで必要部数を製本いたしまして、関係課部署へ配布いたしまして、目標に向かって市関係建築物の耐震化を進めてまいります。

都市整備課からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 商工観光課からは、今年度実施しましたスーパープレミアム付商品券発行事業につきまして報告いたします。

スーパープレミアム付商品券につきましては、昨年5月1日から5月末まで、往復はがきによる予約申し込みを受け付け、6月20日から6月30日までの間に引き替え販売を行いました。また、引き替えに来なかった商品券などは、7月12日に現金販売を行い、全て完売してございます。

販売数、販売額は、3万3,000セット、4億2,900万円分となっております。1セットは、プレミアム分3,000円を上乗せした商品券で、これを1万円で販売しております。1人5セットまで、一世帯当たり10セットまでの販売となっております。

この取扱加盟店でございますが、515店舗と、事業開始前と比較しますと15店舗増加しております。

販売結果でございますが、購入者数は4,173世帯、7,017人で、平均購入数は、1世帯当たり7.9セット、1人当たり4.7セットでございました。

2月末時点での商品券換金額は、4億2,847万3,000円で、換金率は99.87%、また換金店舗数は350店舗で、換金店舗割合は68%となっております。この6か月間の短期間でございましたが、商品券が約4億3,000万円消費されたことから、市内商店では相当の経済効果が上がったと思われています。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（宮澤芳雄） 次に、陳情の審査を行います。

農水産課以外は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 零時 7分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第1号、T P P交渉に関する陳情の1件であります。

それでは、陳情第1号について審査に入ります。

農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、T P P交渉に関する陳情ということで、農水産課の意見ということであります。

農水産課の立場といたしましてですけれども、昨年10月の大筋合意につきましては、国の政策として総合的に判断し、決定したものであると思いますので、この陳情の内容についての意見というのは特にございませんが、国・県の影響額を基に、一般質問の回答でも、市の影響額を5億6,000万円から10億4,000万円と見込んでおります。特に畜産関係の影響が多く、野菜関係では影響がほとんどないと言われておりますが、農家にはまだ不安が多くあります。農産物に影響が少なからずあると思われるので、情報の公開はもとより、農家所得が確保されまして、経営が安定されるよう、政策をしっかりと行っていただき、少しでも影響額が減るようにしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮澤芳雄） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。大変ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 零時 15分

○委員長（宮澤芳雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、陳情第1号について審査を行います。

ご意見がありましたらお願いいたします。

飯嶋正利委員。

○委員（飯嶋正利） 本陳情に関しましては、TPPの参加ということで、民主党政権時代に自公3党合意で可決したものでございます。国の決めることでありまして、地方議会が判断すべきではないかなと。我が旭市は、農業基盤の非常に大きな市でございますが、苦渋の思いはございますが、不採択ということでよろしいのではないかなと考えています。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮澤芳雄） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

陳情の採決

○委員長（宮澤芳雄） 次に、討論を省略して採決をいたします。

陳情第1号 TPP交渉に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮澤芳雄） 賛成者なし。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 零時 17 分

再開 午後 零時 19 分

○委員長(宮澤芳雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

○委員長(宮澤芳雄) 私のほうより 1 点ご協議をお願いいたします。

案件ですが、当委員会の行政視察等においての手続きについてであります。お手元に配付いたしました申出書案をご覧くださいと思います。

委員会の行政視察については、本会議において委員会の閉会中の継続調査とする旨の議決をいただく必要がございます。ついては、閉会中でも委員会の継続調査として行政視察が実施できるよう、議長に申し出を行い、本会議での所要の手続きをお願いするものでございます。

調査事項については、地方自治法第109条第2項で規定されております、常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮澤芳雄) ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

平野議長、よろしく願いいたします。

○委員長（宮澤芳雄）　以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時 2 1 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 宮 澤 芳 雄

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 8 年 3 月 1 6 日（水曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 8 年 3 月 1 6 日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 8 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 8 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 8 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 8 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 2 7 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 3 2 号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 7 号 旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 1 号 旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

出席委員（8名）

委員長	伊 藤 房 代	副委員長	林 晴 道
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	林 俊 介	委員	佐久間 茂 樹
委員	木 内 欽 市	委員	景 山 岩三郎

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長 平野 忠作
議員 高橋 秀典

副議長 島田 和雄

説明のため出席した者（28名）

教育長 茅田 哲雄
環境課長 浪川 昭
健康管理課長 加瀬 幸重
子育て支援課長 大矢 淳
病院事務部長 飯塚 正志
学校教育課長 石見 孝男
体育振興課長 加瀬 英志
病院総務課長 河北 隆
その他担当職員 12名

税務課長 林 利夫
保険年金課長 渡邊 満
社会福祉課長 加瀬 恭史
高齢者福祉課長 宮内 隆
庶務課長 角田 和夫
生涯学習課長 高木 昭治
病院経理課長 土師 学
病院医事課長 片見 武寿

事務局職員出席者

事務局長 阿曾 博通
副主幹 榎澤 茂

事務局次長 高安 一範

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤房代） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。委員の皆様には、大変お世話になっております。きょうはどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますのでご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、島田和雄副議長、高橋秀典議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、平野議長にご出席をいただいておりますのでご挨拶をお願いいたします。

○議長（平野忠作） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました議案、13議案について審査をしていただくことになっております。

どうか、慎重なご審査のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども挨拶に代えさせていただきます。

伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（埴田哲雄） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表しご挨拶を申し上げます。

日ごろより、委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

暖冬と言われてはいますが、3月に入りましても天候不順で気温もなかなか上がらず、いま一步状態かなというふうに思っているところでございます。そんな中、きのう中学校5校

の卒業式がとり行われました。そして、18日金曜日には小学校の卒業式、また4月には小学校、中学校の入学式が予定されていますので、公私ともご多忙とは存じますが、ご臨席の上子どもたちへ祝福いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で13議案でございます。

まず、当初予算が、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項をはじめとする4議案、補正予算が、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項と、議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についての2議案でございます。

それと条例関係が、議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての6議案が条例の一部改正でございます。

さらに、条例の廃止といたしまして、議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての1議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げましてご挨拶いたします。それではどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤房代） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成28年度旭

市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管について、議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての13議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち補足説明を申し上げます。

社会福祉課所管事業のうち主な事業について説明いたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

予算書の96ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄11、臨時福祉給付金給付事業7,951万9,000円は、給付金及び事務費の総額です。

平成28年度の市民税の均等割非課税者で65歳未満の障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給者には、1人当たり3万円が給付されます。対象者は900人を見込みまして、給付金の支給額は2,700万円となります。

さらに、前年度同様、平成28年度の市民税均等割非課税者につきまして、1人当たり3,000円が支給されます。

対象者を1万2,000人と見込みまして、給付金の支給額は3,600万円となります。

説明欄11の19節臨時福祉給付金の支給総額は6,300万円となります。

予算書の100ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費、説明欄10の地域生活支援事業1億486万円は、障害者総合支援法に基づきまして、障害者の皆さんが地域において自立して日常生活が送れるよう、相談支援や創作活動の機会の提供等、さまざまな事業を実施するものであります。

続きまして、予算書の123ページをお願いいたします。

3款4項2目、説明欄1、生活保護扶助費8億2,339万5,000円は、平成28年度の年間保護世帯数を406世帯、保護人員を472人と見込み計上したものでございます。

続きまして、歳入の主な部分についてご説明いたします。

戻っていただきまして、予算書の22ページをお願いいたします。

13款1項1目4節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金6億1,754万6,000円は生活保護扶助費の国庫負担分であります。

次に、23ページになります。

2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1、地域生活支援事業費等補助金4,475万9,000円は、障害福祉費の地域生活支援事業の国庫補助金であります。

また、説明欄3、臨時福祉給付金給付事業費補助金3,600万円及び説明欄4、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金2,700万円につきましては、全額補助対象となります国庫補助金であります。

予算書の36ページをお願いいたします。

19款5項3目1節過年度収入、説明欄1、生活保護法第73条分1,650万円は、生活保護法第73条において市内に住所がない、または明らかでない者への市が支出した分でありまして、これについては県が負担することになっております。この収入は、平成27年度の県が負担すべき給付費を28年度に受け入れることから過年度収入になるものであります。

以上で、議案第1号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の22ページをお開きください。

歳入になります。

13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費国庫負担金の説明欄4になります。保険基盤安定負担金9,355万5,000円は、保険者支援分として一般会計繰出金の2分の1の額であります。

25ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の説明欄になります。国民年金事務費交付金2,067万4,000円は、国民年金事務に要した人件費等の経費に係る交付金であります。

14款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費県負担金の説明欄3になりますが、保険基盤安定負担金2億8,974万4,000円は、保険税軽減分としての一般会計繰出金の4分の3の額及び保険者支援分としての一般会計繰出金の4分の1の額であります。

2節老人福祉費県負担金の説明欄1になりますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1億2,005万4,000円は、後期高齢者医療に係る保険料軽減分としての一般会計繰出金の4分の3の額であります。

次に、35ページをお願いいたします。下から2段目になります。

19款諸収入の4項1目1節、説明欄1、後期高齢者医療広域連合受託事業収入84万7,000円は、28年度から始まる歯科健診に係る電算システム改修費及び人間ドック費用のうち、健康診査該当部分の受託事業収入であります。

次に、37ページをお願いいたします。

5項5目1節雑入の説明欄の28になります。後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金225万5,000円は、後期高齢者短期人間ドック助成事業及びはり・きゅう・マッサージ等利用助成事業に係る千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金であります。

続きまして、歳出について申し上げます。

103ページをお願いいたします。

3款民生費の1項4目国民健康保険費の説明欄2、国民健康保険事業特別会計繰出金8億6,580万円ですが、次ページの国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金から国保財政安定化支援事業繰出金まではルール分として事業勘定へ、国民健康保険特別会計繰出金（施設勘定）は、滝郷診療所運営に係る地方交付税算入分として施設勘定へ、国保その他繰出金は、保険税率抑制のために事業勘定へ繰り出すものであります。

107ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費、説明欄2、広域連合負担金4億9,514万3,000円は、千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢者に係る療養費のうち、旭市の負担分を計上するものでございます。

説明欄3、後期高齢者医療特別会計繰出金1億7,340万8,000円は、一般会計から後期高齢者医療特別会計への事務費と保険料軽減分に係る繰出金であります。

説明欄 4、後期高齢者短期人間ドック助成事業237万円は、国民健康保険と同様に短期人間ドック受検費用の70%、3万円限度に助成するもので受検者は80名を予定しております。

以上で、議案第1号、保険年金課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、高齢者福祉課所管の補足説明を申し上げます。

予算書の105ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3の老人保護扶助費6,352万3,000円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難な低所得者の高齢者を養護老人ホームへ措置するための費用で、30人分の費用を見込みました。

これに関連します歳入ですが、18ページへ戻っていただきたいと思います。

11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金の646万5,000円は、措置された方々にも収入に応じて負担をしていただくということで歳入として計上するものでございます。

恐れ入りますが、歳出に移り107ページをお願いいたします。

2項3目生活支援費の説明欄1の地域包括支援センター運営事業ですが、108ページに移りまして、13委託料の374万円は要支援1及び2に該当する方々のケアプラン作成委託料で、作成件数を全体で1,197件と見込み、そのうちここでは839件分を計上するものでございます。

要支援1及び2のケアプランの作成につきましては、地域包括支援センターの職員だけでは全てを作成することが困難なことから、居宅介護支援事業所に一部の作成を委託するものでございます。

恐れ入りますが、また歳入に戻りまして36ページをお願いいたします。

36ページの雑入の説明欄17に介護予防サービス計画費収入として、全体のケアプラン作成料といたしまして533万円を計上いたしました。これは先ほど説明いたしました107ページの地域包括支援センター運営事業396万5,000円の財源となっております。

なお、介護予防サービス計画費収入と地域包括支援センター運営事業との差額136万5,000円につきましては、老人福祉関係職員給与費へ充当するものでございます。

恐れ入りますが、歳出の108ページをお願いいたします。

説明欄3、緊急通報体制等整備事業の13委託料の781万円は、ひとり暮らし高齢者等の日

常生活における緊急時の連絡を活用するため緊急通報装置を設置するものでございます。今年度は設置台数を219台と見込みました。

説明欄4の家族介護支援事業の644万円は、要介護4または5と認定され、寝たきりで日常生活全般において介護を要する方と同居して介護している家族に支給するものでございまして、対象者を61人と見込みました。

以上で、高齢者福祉課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決について、子育て支援課から何点か補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げます。

予算書の110ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費の7億4,677万6,000円は、前年度と比較し2億3,580万4,000円、46.1%の増加となっております。主な理由といたしましては、主要事業でも申し上げましたとおり、子ども医療費助成事業の増加、出産祝金支給事業の拡充、認定こども園施設型給付型事業が新規に加わったことによるものです。

続きまして、予算書の116ページをお願いいたします。

2目母子父子福祉費の2億8,289万9,000円は、前年度比1,019万1,000円、3.7%の増加となっています。主な理由としましては、同じページの説明欄2、児童扶養手当給付事業において受給者が増加傾向にあることと、国において支給額の増額が予定されていることから、前年度比1,005万9,000円増を見込んでいることによるものです。

続きまして、予算書の117ページをお願いいたします。

3目児童措置費の10億4,859万6,000円は、前年度比1,029万7,000円、1.0%の増加となっています。こちらは児童手当の給付に係る費用でございます。児童手当は、児童数の減少によりまして減少傾向にありますが、平成28年度は旭中央病院の独立行政法人化に伴い受給者が増加するため給付額が増加するものです。中央病院の職員は、今までは公務員として旭中央病院から受給していましたが、独法化により一般の会社員と同様に4月からは市が支給することとなり、受給者が増加するものです。

続きまして、予算書の119ページをお願いいたします。

6目保育所費の15億7,308万3,000円は、前年度比6,690万9,000円、4.4%の増加となっております。この主な理由といたしましては、122ページ、説明欄5、民間認可保育所運営費

給付事業について、子ども・子育て支援新制度により保育の質の改善などのために保育に要する費用の基準が増額となったためでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

22ページをお開きください。

13款1項1目3節児童福祉費国庫負担金、説明欄5、子どものための教育・保育給付費負担金2億2,119万4,000円は、民間認可保育所と認定こども園の施設型給付費に対する国の負担金です。民間認可保育所5施設で1億5,827万3,000円、認定こども園2施設で6,292万1,000円を見込んでおります。

続きまして、26ページをお開きください。

14款1項1目3節児童福祉費県負担金、説明欄4、子どものための教育・保育給付費負担金1億2,682万1,000円は、民間認可保育所と認定こども園の施設型給付費に対する県の負担金です。民間認可保育所5施設で7,913万6,000円、認定こども園2施設で4,768万5,000円を見込んでおります。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、健康管理課所管の補足説明を申し上げます。

予算書133ページをお願いいたします。

歳出になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の説明欄4、がん検診事業8,600万2,000円は、健康増進法に基づく各種がん検診に係る予算を計上してございます。

がん検診の実施方法といたしましては、胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん検診は各保健センターにおいて集団検診で実施いたします。

また、大腸がん検診と前立腺がん検診は、市内の医療機関で検査していただく個別受診と各保健センターにおいて国保の特定健診と併せて行う集団検診の2つの方法で実施いたします。

続いて、134ページの中段からになります。ご覧ください。

同じく4款1項2目、説明欄5、感染症予防対策事業の1億3,993万9,000円は、予防接種法に基づく子どもと高齢者を対象とした各種予防接種に係る予算を計上してございます。

子どもの予防接種は全部で9種類ございまして、ほとんどの接種が医療機関で行う個別接

種で行っておりますが、ＢＣＧと二種混合については集団接種で実施しております。

また、高齢者の予防接種は、インフルエンザと肺炎球菌の２種類で、全て個別接種で実施しております。

次に、136ページをお願いいたします。

４款１項３目母子保健費の説明欄１、妊婦・乳幼児健康診査事業でございますが、5,237万6,000円を計上してございます。４か月、１歳６か月及び３歳の乳幼児を対象とする集団健診と２歳児を対象とする集団の歯科健診に係る費用、そして医療機関等で行う妊婦・乳児の健康診査費用の助成金を計上してございます。

以上で、議案第１号、健康管理課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、環境課所管の事業のうち、全員協議会のほうで主要事業として説明をさせていただきました事業以外のその他の事業につきまして２点補足説明をさせていただきます。

予算書のほう、141ページをお願いいたします。

４款１項４目環境衛生費の説明欄５、合併処理浄化槽設置促進事業3,233万2,000円につきましては、生活排水による公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する方に対し補助金を交付するものであります。事業の内訳といたしましては、合併処理浄化槽設置事業補助金が1,755万2,000円で、通常型の浄化槽の設置補助として46基分でございます。

その下にございます合併処理浄化槽転換事業補助金788万円は、単独浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換した方に対し上乗せ分として補助するもので、同じく46基分になります。

その下にございます被災地浄化槽復旧支援事業助成金690万円は、東日本大震災により被災した住宅の建て替えに伴いまして、くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換した方に対し助成金を交付するもので、こちらは期限が今年度末、平成27年度までとなっておりますが、期間を１年間延長しまして、平成28年度まで支援を行うものでございます。

事業費の内訳といたしましては、１基当たりの上限が30万円で23基分であります。

続きまして、145ページのほうをお願いいたします。

４款１項５目公害対策費の説明欄４、住宅用省エネルギー設備設置助成事業1,040万円の事業内容につきましては、自ら居住する住宅に住宅用省エネルギー設備を設置する所有者に補助金を交付するものであります。

この事業につきましても、助成期限が平成27年度までとなっておりますが、これを3年間延長しまして、平成30年度まで助成を行うものであります。

事業費の内訳といたしましては、太陽光発電システムが1件当たりの上限が10万円で80件、家庭用燃料電池システムが1件当たり10万円で7件、定置用リチウムイオン蓄電システムが1件当たり10万円で15件、エネルギー管理システムが1件当たり1万円で15件、電気自動車充電設備が1件当たり5万円で1件でございます。

以上で、議案第1号、環境課所管事業の補足説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決について、庶務課所管の事業のうち全員協議会で説明させていただいた主要事業以外のその他の事業について何点か補足説明を申し上げます。

予算書の229ページをお開きください。

歳出になります。

10款2項1目学校管理費、説明欄1の小学校施設管理費は1億5,553万2,000円で、小学校15校に係る施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の231ページをお開きください。

説明欄3の小学校施設改修事業は6,372万9,000円で、小学校15校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費と改修工事の経費であります。

15節工事請負費4,640万円の大きなものとしましては、鶴巻小学校と富浦小学校の高圧受電設備改修工事、キュービクル改修の経費であります。

予算書の235ページをお開きください。

10款3項1目学校管理費、説明欄1の中学校施設管理費は7,640万9,000円で、中学校5校に係る施設の運営費用と維持管理費であり、内訳は説明欄記載のとおりとなります。

予算書の237ページをお開きください。

説明欄3の中学校施設改修事業は944万円で、中学校5校に係る老朽化及び危険箇所等の維持補修費や改修工事の経費であります。

以上で、議案第1号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、議案第1号のうち学校教育課所管分につきまして、主要事業以外のその他の事業で補足説明を申し上げます。

予算書の234ページをお開きください。

歳出になります。

10款2項2目、説明欄9の小学校図書館司書配置事業についてご説明申し上げます。

本事業は、これまで小学校教育振興費に含まれていたものでございますけれども、教育支援の体制として分かりやすくするために事業名を小学校図書館司書配置事業として予算計上したものでございます。事業費は804万3,000円、主な費用でございますけれども、図書館司書3名分の社会保険料などの共済費114万6,000円、賃金687万5,000円でございます。

事業内容でございますが、図書館司書等の資格者3名を1人当たり5校割り当てまして、市内の各小学校へ週1回程度巡回配置しております。

業務でございますが、蔵書整備や管理、児童への本の広報活動としての読み聞かせ、ブックトーク、新規購入図書のアドバイスなどがございます。また、授業に役立つ資料などを集めるために授業に参加するなどさまざまな業務を行っているところでございます。

次に、予算書の241ページをお開きください。

10款3項2目、説明欄10の中学校図書館司書配置事業についてご説明申し上げます。

本事業につきましても、小学校と同様に、これまで中学校教育振興費に含まれていたものを、事業名を中学校図書館司書配置事業として予算計上したものでございます。事業費は275万円でございます。

事業内容につきましては、小学校図書館司書等の業務とほぼ同様でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で、議案第1号につきまして、学校教育課所管の主要事業以外の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち生涯学習課所管分について補足説明を申し上げます。

予算書の248ページをお開きください。

2目文化振興費、説明欄2の文化振興事業1,577万2,000円ですが、本年度の主な事業内容としては、市民参加型事業として市民音楽祭やあさひのまつり、また舞台芸術の勸奨としては、あさひ寄席やNHKの公開番組など合わせて10事業を予定しております。

また、249ページになりますけれども、文化振興事業の19節負担金補助及び交付金のうち文化施設使用助成金100万円ですが、これは東総文化会館を使用した場合の助成金でありま

す。この助成金は文化振興基金を財源としておりますが、平成28年度末には底をつく状況でありますので、助成金の内容につきまして検討を重ねた結果、関係団体のご理解もいただきまして、平成28年度から助成率や助成額の上限を見直すことといたしました。

3月1日発行の広報あさひ、そしてホームページでも周知したところでございますけれども、助成率は現在の使用料の2分の1から3分の1に、助成額の上限は大ホールで10万円から7万円に、小ホールでは4万5,000円から3万円に変更するものであります。

なお、変更に伴いまして予算額も平成27年度から30万円ほど減額したところであります。

続きまして、予算書の266ページ、267ページになります。

11目大原幽学記念館費、説明欄4の大原幽学遺跡史跡公園管理費1,388万3,000円のうち13節委託料でございますけれども、通常行っております公園維持管理委託料のほかに史跡の保存活用計画策定のために必要な測量業務委託料が583万2,000円であります。主な内容といたしましては、航空レーザー測量であります。

なお、保存活用計画につきましては、遺跡史跡公園として貴重な歴史的景観と文化財住宅を保護・保存、整備して後世に適切に継承していく必要があるために策定するものであります。

なお、計画の策定に当たりまして、昨年2月から策定委員会を開催し、策定作業を進めているところでございますけれども、この策定につきましては国の補助事業によりまして、平成28年度、29年度の2か年を予定しているところであります。

以上で、議案第1号、生涯学習課所管分の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、体育振興課所管の事業で全員協議会で事業として説明しなかった点について補足説明いたします。

予算書269ページをお願いします。

10款5項1目の保健体育総務費の説明欄2、スポーツ振興事業になります。事業費は2,231万4,000円となります。主なものは19節負担金補助及び交付金2,196万円で、次ページ、270ページの一番上までの14件の事業となります。これらは市民の一体感の醸成や健康づくりを推進するためのスポーツイベントの開催や各種団体に補助金の交付を行うものです。

以上で、体育振興課からの補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。

木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 123ページの生活保護扶助費なんですけれども、件数で406世帯、これだんだん増えていると思うんですが、大ざっぱで結構ですが、どのぐらいの率で増えているんですか。

○委員長（伊藤房代） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 最近の傾向で言いますと、今年はちょっと高どまりというかなかったんですが、ここ数年、二、三年前までは約40件ぐらいずつ増えているという傾向でございました。

以上でございます。

○委員（木内欽市） たしか前は全部で2万5,000世帯ぐらいですから、100世帯に1件ぐらいだったと記憶しているんですが、今これだともう60世帯に1件ぐらいの割になるんですかね、割り返すと。いや、いいんですがね。あんまり細かいことを聞いちゃうと個人の保護のあれで問題があると思いますが、大ざっぱにその額で見て、旧旭地区が多いとか分かりますかね。分からなければいいんですが、分かりますか。

というのは、よく大阪市でしたっけ、いっぱい受け入れちゃって、そこは20件に1件ぐらい生活保護世帯の市があるとかとあるんで、よそからそれが入って、アパートとか入っている人が多いのかなと、それをちょっと聞きたいんで。分かりますかね。

○委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 地区的にといいましてちょっと傾向見づらいなんですけれども、一般的には住宅といいますか、その確保が大変ですので、低家賃の住宅の多い地域、いわゆる市営住宅ですとか、公のものでもちょっと低額の家賃のところへ集中するという傾向がございます。

また、そこにいらっしゃる方からの申請が多いというようなことで、大ざっぱに言いますとそういった傾向がございます。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

○委員（高橋利彦） それでは、107ページですか、後期高齢者短期人間ドック助成事業、先ほどこれは80人を予定しているということなんですけど、この日帰りと1泊ですか、どうなっているのか。それから、この人間ドックの対象者は国民健康保険ですか、この方々が対象と

ということになると思うんですが対象者は何人ぐらいいるのか。

それからあと133ページ、がん検診事業なんです、このがん検診で胃がんの検査もやると思うんですが、バリウムではなかなかがんを検知するのができないということなんです、そういう中でこれはどういうふうに考えているのか。

それからあと267ページ、大原幽学の関係なんです、267ページの18の備品購入、車両購入費ですか、11万円というのは何なのか。車こんなに安く買えるのかどうかね。

それからあと中学校の大規模改造事業ですか、これにおきまして一中とそれから干潟中学をやるということでございますが、そんな中でエレベーターを設置することになっています。このエレベーターの設置の目的は何なのか。それから、それぞれの学校にエレベーターがついていると思いますが、このエレベーターの設置の基準ですね、設置基準。それから現在エレベーターは何校ついているのか。

それからあとは、当然エレベーターをつけますと維持管理費もかかるわけですが、行革との整合性はどういうふうに考えているのか。それからまた、海上支所にエレベーターついてますね。それで支所についていて、あそこには職員は使用しないでくださいということをしたしか書いてあるんですよ。そういう中でふだん設置してある学校についてはどういうふうエレベーターを使わせているのか、その点をお尋ねします。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 後期高齢者に係ります人間ドックの状況ですけれども、80名ということで予定しております。これは平成27年度と同じ数を見込んでいるというような状況で、ただ先ほど国保のほうという話ですけれども、国保はまた別で、これは後期高齢者、75歳以上の方の人間ドックと。

平成26年度の数値で申し上げますと、後期高齢者の対象者数ですけれども、9,151人のうち26年度では58名ということで受診率でございます。

あと、日帰りと1泊の数ですけれども、58名のうち日帰りが28名、1泊が30名と、そのような状況になっております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは、133ページの胃がん検診についてのご質問で、現在

バリウムでの検診方法になっております。これは国の指針に基づいて実施しているもので、また新たな指針の中ではやはり胃カメラという方向性も出ているところなんです、現在のところバリウムで実施しております。また、将来的には胃カメラでの実施というのにも検討していくことになろうかと思いますが、現段階では胃カメラとなりますと集団で行うのは大変困難なことでもあります。またそれを個別検診でというようなこともありますので、今後また検討していくことになろうかと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、予算書の267ページ、説明欄18節の備品購入費であります。

これにつきましては、公園の維持管理のためのアルミ製の折り畳み式のリヤカーを購入する予定であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 庶務課から一中のエレベーターの件について質問がありましたので。

エレベーターの設置の目的ということで、これについては障害のある児童・生徒も健常者の子どもたちと同じように学校生活が送られるよう、学校施設のバリアフリー化に努めております。そういう目的で設置のほうを計画しております。

あと、2番目の設置の基準はどうしているかということで、これまで改築に併せて設置しました。海上中、旭二中、中央小、そして今度の飯岡中ということで改築に併せてこれまでは設置をしてきました。

3番目のエレベーターが何校についているかということで、今ちょっとお話ししましたように二中、海上中、飯岡中、中央小の4校に設置されております。

あと、維持管理費については行革との絡みがどうなっているかということなんですけれども、エレベーターについては法律等で保守点検とか維持管理が定められておりますので、それは法律にのっとって設置しておりますので必要最小限の維持管理が必要ということで考えております。

あと、5番目のどういうふうにエレベーターを使っているかということなんですけれども、車椅子で学校に通っている子どもがいる学校についてはその子どもたちが使っております。あと学校給食等で重い食材を運ぶときにはエレベーターを使ったりしております。また、けが等で必要なときには使ったりしております。あと荷物、先生方のいろんな教材で重い荷物を運ぶときにも使っております、そういうふうな形で利用のほうはしております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） そうしますと、先ほどのがん検診の関係ですが、バリウムではなかなか掌握できないという中で、できたら胃カメラを取り入れるような方針に早くしてもらいたいと思います。

それから次に、大原幽学、車両とありましたもので私もこんな安いのあるかなと思ったんですが、分かりました。そんな中で古文書等の関係なんです、これにはかなりいろんな問題がありまして維持管理費というのはかかるわけなんです、そこで今大原幽学の古文書等、どのくらい収容力があるのか、そんな中で何割くらい今入っているのか。

それから次に、中学校の大規模改築の問題でございますが、今回一中は障害者が対象にいるということでございます。目的はそういうことで分かりました。

それで、改築に併せてやっているということでございますが、その設置基準は、ただ改築のみなのか、全然設置基準というものはないのか。それでないと公平性がとれないと思うんですよ。そういう中で設置基準というものはないのか。

それから、行革との絡みで先ほど適当な妥当な維持管理費ということでございますが、じゃ今設置してある各学校ですか、エレベーターの維持管理費はどのぐらいになっているのか。

それからふだんはどういうふうに使っているのかといいますと、特殊な場合のみで、一般の生徒にはふだんはどういうふうに使わせているのか。その辺再度お尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは、胃カメラの検診方法をなるべく早く取り入れていただきたいというお話ですが、市のほうでも予算、実施方法について今後検討を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 大原幽学記念館におけます収蔵庫の収容能力ということでございます。ここの部分につきましては、収蔵庫が121平米ございまして、現在ほぼそれらを使っている状況であります。

以上であります。

○委員長（伊藤房代） 議案の審査の途中でございますが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） エレベーターの設置基準はということについてお答えいたします。

通称ハートビル法、正式には、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が一部改正され、学校施設がバリアフリー化の努力義務の対象として位置づけられました。これを受けまして文部科学省では、平成16年に学校施設バリアフリー化推進指針を策定しています。文部科学省では、学校設置者に対してこの指針を活用し、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めていただきたいとしております。市でもこの指針などを踏まえ、一中の大規模改造工事に併せエレベーターの設置を計画いたしました。

あと、エレベーターの維持管理費はどのくらいかということですが、1台当たり年間52万円程度かかっております。

あと、3番目の一般の生徒はエレベーターをふだんどのように利用しているかということですが、一般の生徒については教室の移動等については使用しないということになっております。病気だとか、けがとかその時には使っているというような状況です。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） すみません、先ほどの高橋委員の質問の中で大原幽学記念館の収蔵庫の面積でありますけれども、1階の部分だけしか申し上げませんでした。1階の部分の収蔵庫が121平方メートル、2階にもございまして2階が42平方メートルであります。

以上であります。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、この間本会議で市長が答弁したように、最少の経費で最大の効果と、それとともにやはり均衡をもった計画の中でやっていただきたいと思います。

ます。

以上です。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは数点お伺いをいたします。

まず、134ページ、135ページにある中で予防接種の関係でございますが、先ほどの説明の中でも言葉が集団接種と個別接種ということがあるんですが、僕が小学生とかのころにはだいたい集団接種だったんですよ。これなぜ個別と集団とかに分かれて、個別にした段階で漏れ等はしっかりと把握できているのか、どのくらい漏れがあるのか、この点にお伺いをいたします。

次に、141ページ、不法投棄の防止活動事業、この事業内容とどのくらいの効果を今までもたらしているのか、その点に関してお伺いをいたします。

あともう1点、141ページの説明欄の一番上段なんですが、車両購入費、これちょっと説明あったと思うんですけども、どのような車両で使い道のほう、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。

続いて、246ページ、説明欄のほうにいきまして19の一番下、文化財保存事業補助金、これ目的のほうを教えてくださいたいんですよ。うちのほうでは水神社の永代大御神楽ですね、それで2万円をいただいているということは把握しているんですが、どういう目的で出ているのかをお伺いしたいと思います。

次に、267ページ、説明のほうの13委託料で一番下の測量ですね、この測量がなぜ今必要になって何か特殊なものだということを先ほどおっしゃっていたんですが、普通の測量とどのような違いがあるのかをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは、現在集団接種と個別接種の方法があるということで、これにつきましても国の指導に基づいて現在では個別化が進められております。国の指導に基づきまして市のほうでも個別接種で進めているということでございます。

一部、子どもの接種でBCGと二種混合を集団で行っているということでありましたが、それにつきましては、BCGにつきましてはちょっと医師会との調整の関係がありまして、

これについては集団で行うこととしております。二種混合につきましては、これは対象が小学校6年生でございますので、各学校で集団接種をしたほうが合理的だということで、6年生ということで子ども大きくなっていますのでね、そういうことでこの2種類については集団接種で行っております。

そのほか、接種の漏れの把握とあとどのくらいあるのかというご質問でしたが、おおむね接種率のほうは90%以上接種しております。その後最終的に、例えば小学校6年生の二種混合でしたりしますと、最終的に学校で接種していなかった場合にはこちらから通知いたしまして、最後には保健センターのほうでもう一度機会を設けて集団で接種を行っている状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ただいまの林委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、141ページの不法投棄防止活動事業、こちらの内容と効果というお話からお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、8の報奨金ですね、こちらにつきましては不法投棄監視員を26名お願いしてございますので、そちらの報奨金ということになります。また、こちらの方々には地区のパトロールとかそういったのをお願いしているところでございます。

また、1ページめくっていただきまして、13節のところに委託料というのがございますが、こちらで不法投棄防止パトロールということで、こちらは現状はシルバー人材センターに委託をしております週4回パトロールを実施していただいているところでございます。

あと、効果ということでございますが、こちらにつきましては現状といたしましては、ここ3年ぐらい、24年度、25年度、26年度ということで実績を見ますと、不法投棄の件数ですね、その辺は減ってきているという状況がございます。

それと、140ページ、こちらのほうの備品購入費の機械器具購入費ということでございますが、こちら市のほうの吸引車というのは、作業車両ですが、こちらがございまして、こちら昭和60年に購入したものですけれども、こちらのほうを買い替えさせていただくということで予算計上をさせていただいてございます。

こちらにつきましては、環境課のほうへ側溝清掃ですね、そちらのほうの要望がございましたときに、地元との共同作業とか、地元で側溝を清掃してもらったのを吸引に行くと、そ

ういうことで活用をさせていただくということになっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは初めに、246ページの説明欄19負担金補助及び交付金の中の文化財保存事業補助金、これについての目的ということでございます。

この補助金につきましては、旭市文化財の保護に関する条例の中で、指定文化財についてはその保存及び活用のために必要な措置を定めるということが第1の趣旨でございます。それとともにこの条例の中で、管理または修理等の補助という項目がございます、基本的には管理または修理に要する経費は所有者の負担ということが前提でありますけれども、当該所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができるということの規定がございます。

以上であります。

すみません、それともう1点、267ページの説明欄13測量業務委託料583万2,000円でありまして、これにつきましては、初年度にヘリコプターを使用したレーザー測量ということで1000分の1に対応が可能な測量成果を電子化して次年度の根拠資料とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、質問をしますけれども、141ページで不法投棄の防止活動について伺いますが、26名の方に報酬だとか、パトロールをしているということでありまして、そういう活動は予防対策にもいいと思うんですけれども、実際その方々からそういうのを目撃したようだとか、そういうような不法投棄をしている現場を見た場合の対応なんかというのは、今まで事例があったのかどうなのか、その部分をお伺いしたいと思います。

それから車両の整備ですね、吸引車、これ僕、一般質問でも伺いまして、だいぶ古いのでしっかりと車両を整備していただいて、これからやっぱり夏にかけて側溝のにおい等が起こるので計画的にやっていただけないかということを以前、発言をさせていただいております。常備どのぐらいの時間だとか、側溝の長さ、やるところがあるのか、それから新しい車両に整備した中でどの程度吸引車が活動する、吸引をする量ですか、ボリュームですかね、その辺を考えているのかをお伺いしたいと思います。

あとは、文化財の保存事業ですか、これ具体的にどういう文化財に対して、有形だとか無

形だとかありますけれども、僕は地元のしか分からないので、どういうところに対してお金を使っているのか、それをお伺いしたいのと、あとはうちのほうにいただいている永代大御神楽、こちらにいらっしゃる先輩方何人も来ていただいていると思うんですけれども、文化財の保護という側面とあとイベントという部分あるんですよ。結構小学生だとか見に来ていただく方々がいらしてね、イベントの部分を見ますと、やはり花火だとか七夕だとかそういうものに対しては相当大きい予算が措置されているんだなというふうに感じているので、その辺のところ検討いただけないものかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ただいまの質問2点ございました。

まず最初に、不法投棄のパトロールであるとか、監視員の活動の状況ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、不法投棄監視員につきましては、こちら平成26年度の実績ということでございまして、監視回数は全体で354回監視をしていただいたところでございます。その中で目撃というか、発見の件数、こちらは39件ほどございました。また、不法投棄防止パトロールのほうにつきましては、監視回数は206回でございます。同じく発見の件数は16件ということで、こちらにつきましては基本的には不法投棄された原因者が特定できればそちらのほうに連絡をして処理をしてもらうと。

いずれにしてもこれ、民地に捨てられてしまったものは土地の所有者に処理をしていただくということになります。あと、道路上であるとかそういうものにつきましては、市のほうで回収をいたしまして処分をしているというところが現状でございます。

それと車両購入のほうの、これからどういうふうに使っていくのかというところでございますが、こちらにつきましては、過去3年間の平均、24年度、25年度、26年度になりますけれども、こちらで吸引車が出動しているというのは約70件ほどございます。その中で先ほど申し上げましたような協同作業とか、地元の側溝清掃後の汚泥の回収、また地元の方では対応のできない暗渠であるとか、集水ますであるとか、その辺をこの車両を活用しまして実施をしていくと、そういうふう考えております。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、246ページの文化財への補助金に関係でありますけれども、どういう文化財に対して補助をしているのかというような質問でございますけれども、全部で11団体に補助をしているところでありまして、その種類としましては、無形民俗文化財もありますし、天然記念物、あとは史跡、建造物、そういったものを合わせて11団体に補助をしているところであります。

それとあと、七夕とか花火ですか、そういったところに予算を費やしているということと文化財への補助金との関係でありますけれども、七夕とか花火につきましては、全市民を対象として行っているイベントであります。文化財につきましては特定の所有者等に対する補助ということでありますので、ひとつその辺でご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは最後2点ですかね、もう一度聞きたいんですけども、吸引車両、やはりどうしても高齢化が進んでおりまして、やっぱり地域でやっていたものができなくなったりだとか、どうしたらいいのか悩んでいる地区があるので、しっかりとこういう大きい金額で整備されるので活用していただきたいと。

ちなみにこれ、使いこなせる職員の方、使う方何人いるのかお伺いしたいと思います。いいものを買っても使える人がいないんであればちょっと難しいのかなと思いますので。

それから、文化財のほうなんですけれども、僕言っているのと違うのは、後草の水神社の永代大御神楽は議会の広報紙でも1面を出しているように、旭市全体のほうのイベントで見もらったほうがいいと思うんですよ。そういうような側面から、ちょっと先ほどお話ししたので、課が違うんであれでしょうけれども、教育長もいらっしゃいますので、しっかりと七夕だとかそういう行事ごとの一つとして捉えていただくことはできないのかなと。

やはりそれからあとは県だとか市の文化財、無形文化財等ありますが、何か差があるように感じるんですよね、もらっていないところ、もらうところ。金額にしてもちょっと差があるんで、その辺のところをもう一度研究をしていただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、ただいまの質問でございますが、高齢化等々の問題とい

うことで地域でできないものがあると、その場合にはということでございますが、こちらにつきましては市のほうへ要望なり、申請が出た場合にいろいろ地元の区長なりと相談をさせていただきながら実情に合わせて対応していきたいと、そういうふうに考えております。

また、その車を使用できる人間はということでございますが、今環境課のほうに作業員が6名ほどおります。こちらは臨時職員ということなんですが、そちらのほうの職員がこれを使用しているということで、実際市の職員、環境課内の職員については、その車両を使って作業をするということはありません。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、水神社の神楽について、イベントとの共催等についてのご質問でありますけれども、時期的なものもありましてちょっとなかなか難しいのかなというふうに考えております。

あともう1点、補助金について差があるのではないかなというようにお話でございますけれども、現在市内で神楽を実施しているところは水神社、鎌数神社、そして熊野神社、松沢にありますけれども、その3か所で行われております。そのうちで熊野神社につきましてはこういった補助金は交付しておりません。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） すみません、先ほど臨時作業員のほう6名と申し上げましたが、申し訳ございません、7名の誤りでございました。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっと生涯学習課長にお尋ねしますが、今、林晴道委員の答弁に対して花火にも出しているという説明がありましたが、どういう花火に出しているのかお尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 今の花火につきましては、生涯学習課からではなくてほかの所管のほうから補助金が出ているという意味でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） じゃ分かりました。ちょっと今、課長がそういう答弁したものでね。そんな中で一つのイベントに対しては補助金というのは全て1か所から出ているのか、それは誰か分かりますかね。中には一つのイベントに対してこっちからも出す、こっちからも出すという予算もあるんですよ。ですから、そういう中で一つのイベントに対して補助金は全て、例えばどこの課で出すでもいいから1か所なのか、その辺分かれば答弁いただきたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 大変申し訳ございませんけども、生涯学習課のほうでは掌握しておりませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。1点だけお願いします。

249ページですか、生涯学習課なんですかね。先ほど説明で文化施設使用助成金を3割減らしたという話で、積立金が底をつきそうだという話がありました。その中で文化振興基金積立金1,000円というのはちょっと少ないのかなと。この積立金の文化振興基金の現状とこれから先の予定ですか、すばめていくのかなと、そういうふうに感じちゃうものですからお願いします。

○委員長（伊藤房代） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） ただいまの質問でございます。249ページの説明欄3の積立金、文化振興基金の積立金が1,000円、これは額が少ないじゃないかというようなご質問でありますけれども、これにつきましては基金の利子、利息を見込んでおります。それで1,000円ということで計上してあるところでございます。

それとあと基金の現状ということでございますけれども、ご承知のとおり、今年度、有限会社ブライトピック、代表志澤勝様のほうから500万円の篤志寄附がございました。ということで、27年度末の基金の残高は550万円余りということを見込んでおります。そしてあと平成28年度末の基金の残高でございますけれども、130万円余りを見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第2号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についての補足説明であります。本会議で補足説明したところであり、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第3号、平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についての補足説明であります。本会議で補足説明したところであり、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第4号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

介護保険事業特別会計予算につきましては、全員協議会及び本会議の補足説明においてご説明申し上げましたが、一部追加してご説明させていただきます。

予算書の374ページをお願いいたします。

ここに記載の表は、本年度と前年度の歳出予算額を比較したものでございます。2款の保険給付費ですが、これは要介護、要支援認定者が介護サービス等を受けた対価として支払うもので、対前年度2,509万4,000円、0.6%の増を見込みました。保険給付費の割合は、右側

の予算構成比にもございますように、歳出総額の95.2%を占めるものでございます。

介護認定者と介護サービスの利用状況を申し上げますと、平成28年1月末現在で認定者数は2,883人、平成27年12月末時点で介護サービスの利用者数は2,464人となっております。そのうち居宅サービス利用者が1,813人、施設サービス利用者が651人となっているものでございます。

続きまして、378ページをお願いいたします。

歳入の6款繰入金、2項1目、説明欄1の介護保険給付費準備基金繰入金の242万2,000円ですが、歳出に対する歳入の不足額を基金から繰り入れるものでございます。これは平成27年度から29年度までを計画期間といたします第6期介護保険事業計画の策定におきまして、3年間の新たな保険料を設定するに当たり、保険料の上昇を抑制し、第1号被保険者の負担の軽減を図るため介護保険給付費準備基金を取り崩して財源に充てるものでございます。事業計画の2年目となります平成28年度は、242万2,000円の取り崩しを予定するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 歳入についてお尋ねします。

税とかこういう保険料につきましては、納付期限後という一言がありますね。納付期限後については強制的な徴収の方法があるわけですよ。そういう一言ありますよね、納付期限後とはということで。そんな中でこういうふうに徴収率がかなり悪いわけですが、それはどういうふうに対応しているのかお尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） ただいまの高橋委員の質問にお答えいたします。

まず、徴収率の関係なんですけど、まず特別徴収の方がこれにつきましては年金等から直接収入になりますので、徴収率は100%となります。それから普通徴収の方なんですけど、これについては全体の1割ほどの方が該当するわけなんですけど、ある程度未納になりますと、もちろんペナルティといいますか、1割負担が3割負担になるということも告げまして、なおかつ滞納していきますとその方に対して預金調査等ございまして、実際に預金の差し押さえ

等を行って徴収を行っているということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） いずれにしても、徴収率が落ちるということは、今度は真面目に納めている人、この方々に負担がかかってくるわけなんですよね。そういう中で、ですから具体的に、じゃ納付期限後どういうふうに対応しているのか。すぐ差し押さえますとか何とかこういうことをやっているのか。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、滞納して期限を超えた場合なんですが、まず督促状を出して、その後催告書を出して、なおかつ電話催告、もちろん夜間の電話催告等も行います。それで実際それでも駄目な場合は、先ほど私が言ったように預金調査等を実施いたしまして、ある方については差し押さえて収納するというのでやっておりますのでご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、議案第9号、一般会計補正予算の議決について補足説明申し上げます。

補正予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

3款1項1目説明欄1の臨時福祉給付金給付事業2億1,196万9,000円ですが、平成28年度も引き続き給付することが国において決定したところであります。28年度には前半と後半の2回に分けて支給します。前半は平成27年度の補正でお願いするものであります。今回のこのものでございます。

平成27年度の市民税均等割非課税者で、平成28年度中に65歳以上になる高齢者が対象になります。納付額は1人当たり3万円となり、対象者は6,700人を見込みまして、説明欄1の19、給付金の支給総額は2億100万円となります。

なお、事務費につきましては1,096万9,000円を見込みまして、臨時福祉給付金給付事業総額は2億1,196万9,000円となります。

次に、歳入ですが、11ページに戻っていただきたいと思います。

13款2項2目1節社会福祉費国庫補助金2億1,196万9,000円は、給付金及び事務費の総額となりますが、国庫で全額賄われます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

3款1項社会福祉費臨時福祉給付金給付事業2億991万7,000円ですが、給付金の支給が28年度になることから事務費の一部、27年度執行分を除きまして給付金の全額に当たります、を繰り越すものでございます。

以上で、議案第9号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。

歳入になります。

13款1項1目民生費国庫負担金4,824万2,000円の追加は、1節社会福祉費国庫負担金の説明欄1、保険基盤安定負担金の増で、国の施策による保険基盤安定の拡充による保険者支援分であります。

次に、12ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金1,289万円の追加は、1節社会福祉費県負担金の説明欄1、保険基盤安定負担金の増で、これも国の施策による保険基盤安定の拡充によるものであります。

次に、17ページをお願いいたします。

歳出になります。

3款1項4目国民健康保険費1億4,958万4,000円の追加は、説明欄1、国民健康保険事業特別会計繰出金の増で、法定分の国保保険基盤安定保険税軽減分繰出金1,497万5,000円の減、保険者支援分繰出金9,648万3,000円の増及び財政安定化支援事業繰出金1,692万4,000円を減額するものであります。

財政安定化支援事業繰出金の減額の主な理由は、保険基盤安定負担金の拡充により算定方

法の見直しがあり減額となったものであります。

その他繰出金は、保険給付費の増による国保会計への補填のため8,500万円を追加するものであります。

以上で、議案第9号、保険年金課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の18ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

3款3項6目、説明欄2の保育士配置改善事業883万円ですが、議案質疑でも申し上げましたように、この事業は民間の認可保育所において、保育士定数を超えて予備的に配置された保育士の設置費用について、1名に限り基準額の範囲で補助をするものです。

内容ですが、基本分として予備的な保育士1名の配置について、4施設で785万3,580円、特定乳幼児受け入れ分として生後3か月未満の乳児や障害のある児童の受け入れのための保育士1名の配置について、2施設で97万5,600円を見込んでおります。

この事業は千葉県の補助事業で、本年2月に補助金交付要綱が制定されたため補正予算でお願いするものでございます。

財源ですが、補正予算書の12ページをお開きください。

14款2項1目3節児童福祉費県補助金、説明欄1、保育士配置改善事業費補助金になります。先ほど申し上げました基本分について補助率2分の1、特定乳幼児受け入れ分につきまして補助率3分の1、合わせまして425万1,000円の県補助金を見込んでおります。

以上で、第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、庶務課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算は中学校大規模改造事業でありまして、第一中学校の校舎大規模改造工事で、当初国の補助金が不採択になったことにより年度内に着手することができませんでしたので、歳入、歳出の減額補正と債務負担行為の廃止及び地方債を変更させていただくものです。

なお、この本事業費は、改めて平成28年度予算に計上させていただきました。また、国の国庫補助金についても2月末に採択の内示をいただいたところです。

それでは、歳出からご説明いたします。

補正予算書の20ページをお開きください。

10款3項1目学校管理費、説明欄1の中学校大規模改造事業の1億6,451万6,000円の減は、第一中学校の校舎大規模改造工事の事業費で、全額減額補正させていただくものです。

次に、戻りまして補正予算書の12ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

13款2項5目教育費国庫補助金、説明欄1の学校施設環境改善交付金の4,965万円の減は、第一中学校の校舎大規模改造工事の補助金で全額減額補正させていただくものです。

以上で、議案第9号、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についての補足説明であります。本会議で補足説明したところであり、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定については、本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
林晴道委員。

○委員（林 晴道） すみません、この説明の中で地元から何か話、要望があったということなんですけれども、具体的にどういうものなのか。それで、これなくなることによってあと残り幾つ施設があって、残り施設は幾つ残っているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。
子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） それでは、ただいまのご質問につきまして回答申し上げます。
まず、地元区からの要望ですが、書面で児童遊園の廃止についてということで、遊具施設の老朽化に加えて、近年地域児童の減少で利用が少なくなっているというような理由から児童遊園の廃止を要望いたしますということで、区長名で上永井区、江ヶ崎区、それぞれ書面で要望書を頂戴したところでございます。

あと、児童遊園ですが、この2か所廃止になりますと残りが36か所でございます。

もう1つ、児童遊園ではないんですが、子どもの遊び場ということで1か所、椎名内子ども遊び場、こちらのほうは児童遊園ではないんですが同じような取り扱いをしている施設がございまして、それを含めると37か所でございます。

今後の児童遊園の管理につきましては、また新年度区の役員も代わりますので、時期を見て今後の児童遊園の計画について要望等、アンケート等をやりたいなというふうに考えております。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。
木内欽市委員。

○委員（木内欽市） 今同じような質問で、この児童遊園は今ほとんど、町場は分からないけれども、ほとんど使わないですね。もう何年も使わない。子どもたち夕方遊んでいるなんてことまず見たことないんですよ。うちのほうもそうなんですが、これやるときに相当補助金いただいているんです、これね。

ですから、この後もこういうこともちょっと頭に入れておいていただけたらいいなと。補

助金をいただいたときにも、何でこういうところに補助金いっぱいつけてくれちゃうのかなと思って、時代の時代ですけれども、今全然使っていない児童園は結構ありますよね。把握していますか。

○委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） ご質問ですが、おっしゃるように昭和40年代、50年代遊び場がない、車の通行量とかも増えてなかなか子どもの遊び場がないということで、その当時急激にといいますか、整備がされました。

現状におきましては、テレビゲーム等も子どもの間で盛んになっておりまして、以前に比べればおっしゃるとおり、利用する子どもの数というのは減少しております。

この児童遊園の管理につきましては、地元区に金額は少ないんですけれども委託料という形で年間2万円程度を委託料という形でお渡ししまして、遊具の点検ですとか管理をいただいております。

全く利用がないかというところまでは、申し訳ないんですがちょっと承知しておりませんで、利用が減少していることは重々承知しております。すみません、お答えになりませんで。

○委員長（伊藤房代） 木内欽市委員。

○委員（木内欽市） これもね、ですからうちのをちょっと見たら、ブランコの鎖ですか、あれがもう本当に減っちゃってさびて、あれ人が乗っていたらもう壊れちゃうんじゃないかという、そういうかえって危険なときもあったので使用禁止にしたところがあるんですね。もしもそういう場合にけがとか何かあった場合には責任というのはどういうふうになるのかね、区になるのかね、それとも分かりますかね。

○委員長（伊藤房代） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 点検をいただいている中で危険な箇所等について、あるいは修理が必要な箇所については子育て支援課のほうに連絡をいただきまして修理をする、それまで使用が危険な場合は使用禁止というような形で処理をさせていただいております。

最終的には、その事故の状況によって異なってくるものであろうとは思いますが、区にお願いしている管理の部分というのは金額も少額でありますし、最終的には設置者という形で責任が生じるのかなというふうに考えておりますが、個々の事例で変わってくるのかなというふうにも思います。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） ちょっとお尋ねしますが、萬歳公園というのはこの児童公園に入るんですか。そういう中で萬歳公園の管理に関して、たしか土地の賃借料は国調をやった新しい面積で払っているわけですよ。しかし、結局土地所有者からの税金は旧面積だと。そういう中でこれは現状どういうふうになっているのかお尋ねします。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） ただいまのご質問ですが、児童遊園としてこちらで管理しておりますのが、干潟地区におきましては関戸児童遊園と中3区児童遊園、2か所でございまして、ご質問の萬歳公園はちょっとこちらの所管でないものですから、申し訳ないんですがちょっと分かりません。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） じゃ委員長、ちょっとね、この関係とは若干違いますがよろしいですか。

○委員長（伊藤房代） はい。

○委員（高橋利彦） じゃこれは萬歳公園はどこで管理しているのか分かりませんが、その辺分かりましたらお答えいただきたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 都市整備課だと承知しております。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、担当課より補足して説明がありましたらよろしくお願いいたしますします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、こちらにつきましても本会議で補足説明を申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたしますします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

林晴道委員。

○委員（林 晴道） 第3子ということで、僕からしたら第1子も果てしなく遠い環境なんです、だいたいどのくらいの人数、直近でも第3子が生まれている旭市内の状況等が分かりましたらお伺いをいたしたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 平成27年度の本事業の支給状況で申し上げますと、第3子の出産祝金が89名支給対象となる見込みでございます。この祝金には滞納がない等の支給要件がございまして、現在こちらの条件から外れている方が2名ございまして、平成27年度ですと第3子、こちらで確認できるのは支給した89名と対象外となった2名、合わせて91名というふうに承知しております。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員。

○委員（林 晴道） それでは、第1子と第2子で金額の違いがあるんですが、この金額の違いに対してはいかがなものなのかお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 林晴道委員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 今回、第2子について10万円というものを、新たに第2子を対象として10万円とすると。従前は第3子に対して20万円、今回半額ということで予定しております。第2子の出生率が第1子、第3子に比べて急激に低下しているというような第2子の壁というようなことも言われておりますけれども、経済的な支援以外にやはり父親の育児参加等いろいろな問題はあると思いますけれども、第2子の出生率が低下しているという中の危機感の中で少しでも第2子出産のきっかけになってくれればというような願いで第2子を対象としたと。

金額につきましては、第3子の半額ということで設定させていただきました。

○委員長（伊藤房代） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

につきましては、本会議でご説明したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長（浪川 昭） 議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、本会議におきましてご説明を申し上げたとおりでございますが、条例の一部改正に伴いまして、関連する旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則についても一部改正を行いますので、主な改正内容について2点ご説明を申し上げます。

初めに、許可の申請に必要な添付書類のうち、小規模埋め立て等の区域周辺の居住者及び農業用施設等の所有者の承諾についてであります。現在はその対象範囲を小規模埋め立て等の区域から周囲200メートル以内としております。これを周囲300メートル以内と範囲を拡大するものでございます。

次に、地質検査を実施する場合の検査項目についてであります。現状規則で検査項目を定めております。これに水素イオン濃度の項目を加えるものであります。

なお、条例及び規則の改正内容につきましては、広報紙及び市のホームページ等で広く周知を図ってまいります。

以上で、議案第37号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 担当課の説明は終わりました。

議案第37号について質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

続いて、議案第38号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
体育振興課長。

○体育振興課長(加瀬英志) 議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本会議でご説明したとおりですので特にございません。よろしくお願いします。

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、議案第38号の質疑を終わります。

続いて、議案第41号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
庶務課長。

○庶務課長(角田和夫) 議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定については、本会議でご説明したとおりですので特にございません。よろしくお願いします。

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長(伊藤房代) 特にないようですので、議案第41号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長(伊藤房代) これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤房代) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成28年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成28年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成28年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成27年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市出産祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第41号、旭市学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤房代） 全員賛成。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤房代） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ご報告申し上げます。

平成27年第3回定例会で議決いただきました平成27年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）のうち、企業債繰り上げ償還補償金に係るご報告を申し上げます。

10項1目でその他特別損失7億9,500万円のうち企業債繰り上げ償還補償金として6億2,000万円を計上いたしました。

お手元にご配付させていただいております別紙の報告資料をご覧ください。

この繰り上げ償還の内訳でございますが、平成21年度の借り入れ分で①と記載してございます当初借入額は11億1,900万円、これは地方公共団体金融機構からの借り入れでございますが、それと②当初借入額が26億3,100万円、財務省からの借り入れ分でございます。

ご覧の①と②でございますが、繰り上げ償還はその返済期日が別途定められておりまして、左から3行目繰り上げ償還日でございますが、①の地方公共団体金融機構分は12月21日に補償金額1億5,774万円、これはここに記載してございます当初見積もり額が、これは予算計上前に借り入れ先と交渉したときの金額でございますが、当初の見積もり額は1億5,200万円、昨年9月の補正予算のときは2億200万円でございますが、これは償還のほうをいたしました。

②のほうの財務省分につきましては、28年3月1日に繰り上げ償還する予定で申し込みのほうは終了してございましたが、1月29日に日銀政策会議で発表されましたマイナス金利政策によりまして償還補償金の算定基準となる超長期国債の利回りが、ご存じのとおり大幅に

低下いたしました。

2月8日がこの部分、②のほうの補償金の算定基準日でしたが、補償金額は当初見積もり額の3億6,400万円、予算額の4億1,800万円を大幅に上回る5億900万円となり、特別損失の予算額をオーバーすることから今回の繰り上げ償還は執行しないという形で今回してございます。

また、今後につきましては、長期金利の動向を見きわめながら、市のほうと相談、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（伊藤房代） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、社会福祉課より1点ご報告させていただきます。

あじさい工房不正請求による詐欺事件の経過について報告いたします。

NPO法人手をつなぐ育成会の元代表者が平成27年6月2日に逮捕され、6月23日に起訴されました。その後8月11日に第1回公判が千葉地方裁判所八日市場支部において行われ、10月5日には第3回の公判があり、判決は懲役2年4か月の実刑を言い渡されました。

弁護側は、東京高等裁判所に控訴し、平成28年1月22日に第1回公判があり、続いて2月19日に判決が言い渡されました。判決は懲役2年でありました。

判決理由は、千葉地裁では、市が振り込んだ総額4,204万円をもって詐欺罪としましたが、高等裁では、水増し分1,217万円にのみ詐欺罪が成立すると認定されました。被害金額の一部を返済したとしてもその責任は重大であり、判決のとおり言い渡されました。その後控訴はされず、3月4日に刑が確定いたしました。

なお、損害賠償金につきましては、12月定例会で報告したとおりであります。8月18日に249万8,883円と12月2日に200万円の納付があり、被害総額の残額ですが1,470万280円です。

以上、ご報告いたします。

○委員長（伊藤房代） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 保険年金課から、今年度策定が進められている旭市国民健康保険保健事業実施計画、データヘルス計画について、資料はお配りしておりませんが報告させていただきます。

計画の背景、趣旨でございますが、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等の電子化の整備の進展、国保データベースシステム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を

活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでおり、日本再興戦略において各保険者にデータヘルス計画の作成、展開が求められています。

こうした中、旭市においても旭市国民健康保険保健事業実施計画を策定し、効果的かつ効率的な保健事業を展開することで被保険者の健康の保持増進を図ることを目的とするものがあります。

計画の位置づけ及び期間でございますが、旭市健康増進計画を補完し、他の計画との整合性を図るものであり、計画の期間は第2期特定健康診査等実施計画の最終年度と整合をとり、平成29年度までとするものであります。

現在の進捗状況でございますが、素案につきまして旭市国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、パブリックコメントを経たところであります。

議員の皆様には後日お配りしたいと考えております。

保険年金課からの報告は以上でございます。

○委員長（伊藤房代） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 資料はありませんが、庶務課より防災機能強化事業及び旧飯岡中学校解体工事の進捗状況について申し上げます。

初めに、本年度計画しておりました琴田小、中和小学校防災機能強化工事については、老朽化による改修と天井材の落下防止を目的に工事を実施し、2月末完了いたしました。そして27年度に前倒しの採択を受けました嚶鳴小と飯岡小学校防災機能強化工事についても3月8日に契約し、着手しました。工期は8月末となっております。

次に、旧飯岡中学校解体工事についてですが、現在校舎内部の解体がほぼ完了し、建物本体の解体に入っております。なお、工期については繰越明許を承認いただきましたので5月末まで変更させていただきました。

以上で、庶務課からの報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 体育振興課長。

○体育振興課長（加瀬英志） 資料はありませんけれども、体育振興課より施設関係について2点報告いたします。

1つ目は、飯岡地区の体育施設の夏の間、夏季期間の利用に対する予約期間延長の試行について報告いたします。さらなるスポーツの交流と観光の振興を図るため、飯岡地区の体育館及び隣接する野球場と庭球場の3施設、こちらの利用予約について7月から9月までの期間に限り、市内の民間宿泊施設からの申し込みを1か月前倒しし、通常は2か月前予約とな

っているところを3か月前から実施できるようにするものです。

また、周知については、商工観光課の協力のもと市内民間宿泊施設にチラシ等の配布で対応する予定であります。

2つ目は、旧飯岡中学校で利用しておりました飯岡児童体育館並びに旧飯岡中の西側のグラウンド、野球場及びサッカー場です。こちらについては4月よりスポーツ施設として開放いたします。こちらの周知については市のホームページ等でお知らせする予定です。

以上で、体育振興課の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。9月の定例会で私、反対討論をさせていただいた件だと思うんですけども、これ36億4,000万円と4億1,800万円が未執行ですよ。ということは、約41億円くらいのお金が年度末、3月末で多分残るんだろうと思うんですけども、独法化で年間幾らでしたかね、5億円ですか、15億円くらいの長期借入金の予定が、計画が出されています。これとの関係をちょっと、かなりお金が残るんじゃないのかなと思うんですけども。

○委員長（伊藤房代） 佐久間茂樹委員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 委員のおっしゃるとおり、手元の現金は残ります。ですので、当初の予定では独法移行のときに現金が約60億円という予想でございましたが、おおむね多分100億円ぐらいになろうというふうに考えてございます。

それで、今までも手元にご存じのように現金80億円から100億円ぐらいは手元現金は持っ
てございました。その中でも今までもご指摘ありましたとおり、企業債につきましては交付
税算入になる、あるいは元金を分割して返せるメリット等々がございますので借入れをし
ていたところでございます。

ですので、その辺の考え方につきましては、独法移行後も特に考え方は変えることなく、
交付税算入になるものにつきましては今後も企業債を使えるものについては使っていきたい
というふうに考えております。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

高橋利彦委員。

○委員（高橋利彦） 中央病院にお伺いします。

中央病院の皆さんと議場で会えるのは今回が最後です。そこで、せっかくの機会でございますので、飯塚部長にお伺いしたいと思います。

飯塚部長、病院経歴が長い中でこの2年間、中央病院について感じたこと、また思ったことを客観的に伺いたいと思います。

○委員長（伊藤房代） 高橋利彦委員に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 高橋委員のご質問にお答えします。

本当に2年間ですけれどもいろいろとお世話になりました。旭中央病院、やはり都市部にあるというわけではないので、どうしてもお子さんが中学校ぐらいになる中堅どころの先生方がやはり少ないと。ですから、医師の構成から見てもだいたい各年代同じぐらいずつ、ですから続くみたいな感じの医者になっているんじゃないかなと。ですから、50代が四・五十人、40代がまた四・五十人、若手が100人ぐらいで、ですから20代、30代で100人ぐらい、あと50人、50人という感じで残りが研修医とそんな感じになっているので、非常に医師を集める上ではやはりなかなか不利かなと。

ただ、その中でもよく事業管理者等がいろいろ頑張って、総務人事課長の河北課長なども頑張った結果、何とか医師を集めていますけれども、その辺は非常にこれからも医師の確保については苦労することは間違いないだろうなとは思っています。

それからあと、医師というわけではないですけれども、やはり多分東大の附属病院みたいな、ああいう紹介状がわんさか来てそれで1日3,000人来る病院というのはあるかと思うんですけれども、逆に言うと紹介率が30%超えたぐらいの病院で1日2,500人から外来患者が来るというのはちょっと聞いたことがない。ですから、多分ほかの病院の人たちも来て初めて、何だこれはというようなイメージになっていると思うんですよね。

ですから、そういう面で先生方も相当忙しいということで、これは別に悪いとかいいとかじゃないんですけれども、もう少し余裕があればさらにいろんな技術の取得ですとか、それから資格の取得などができるかもしれませんですね。ちょっとやはり忙しくてなかなか、件数が多いというのは先生方にとっては腕を磨く一つの素晴らしいチャンスにはなるんですけれども、やはり外でいろんな形で出かけていって研修をしたり、勉強したりするという機会も逆に言うと少し減るということにもなりますから、そういう面で経験値は高いけれども先

進的なものとかいうのは、治験ですとか、そういうものが非常にちょっと弱いのかなと、そんな感じはしますね。

でも、都市部から比べてこれだけ大きな病院を60年間黒字ということでやってきたというのは、やはり病院の力、それから地域の住民の方々がいろいろな形で支えてくれているということで、市長がよく地域の宝だというふうに申しておりますけれども、旭市だけではなく東総地区全体で本来支えていかなければいけないものではないかなと思っております。ちょっと拙い感想ですけれども、ありがとうございました。

○委員長（伊藤房代） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤房代） ここで執行部は退室してください。

大変ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時10分

○委員長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

○委員長（伊藤房代） 私のほうより1点ご協議をお願いいたします。

案件ですが、当委員会の行政視察等においての手続きについてであります。お手元に配付いたしました申出書案をご覧くださいと思います。

委員会の行政視察については、本委員会において、委員会の閉会中の継続審査とする旨の

議決をいただく必要がございます。ついては、閉会中でも委員会の継続審査として行政視察が実施できるよう議長に申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

調査事項については、地方自治法第109条第2項で規定されております。常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（伊藤房代） ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

平野議長、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤房代） 以上で、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 2時13分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 伊 藤 房 代

総務常任委員会

平成28年3月17日（木曜日）

総 務 常 任 委 員 会

平成28年3月17日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 7 号 平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 旭市行政不服審査会条例の制定について
- 議案第12号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第13号 旭市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 議案第14号 総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第15号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について
- 議案第16号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について
- 議案第17号 旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について
- 議案第19号 旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第 26 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 29 号 旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 30 号 旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 31 号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 39 号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 40 号 旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について

議案第 43 号 専決処分の承認について

議案第 45 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席委員（7 名）

委員長	伊藤保	副委員長	米本弥一郎
委員	平野忠作	委員	島田和雄
委員	太田将範	委員	有田恵子
委員	高橋秀典		

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（26 名）

副市長	加瀬 寿一
行政改革推進課長	佐藤 一則
企画政策課長	横山 秀喜
税務課長	林 利夫
会計管理者	高木 松夫
病院事務部長	飯塚 正志
監査委員局長	田杭 平三

秘書広報課長	飯島 茂
総務課長	加瀬 正彦
財政課長	林 清明
市民生活課長	大木 廣巳
消防長	品村 順一
病院経理課長	土師 学
その他担当職員	13名

事務局職員出席者

事務局長	阿曾 博通
副主幹	榎澤 茂

事務局次長	高安 一範
-------	-------

開会 午前10時 0分

○委員長（伊藤 保） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は天候もよく、春らしき陽気になってきました。しかし、寒暖の差が激しいゆえ、お体には十分気を付けていただきたいと思います。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

先日の東日本大震災5周年追悼式には、委員皆様ご参列いただき大変ありがとうございました。この場をおかりして、改めて御礼申し上げます。

当日は、ご来賓の国会議員をはじめ240名の参加をいただきまして、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りしたところであります。そして、さらなる復興をと再認識、強く念じたところであります。今後も災害に強い地域づくりをさらに進めてまいりますので、皆様にはご理解、ご協力、ご支援をお願いいたします。

さて、本日の委員会でございますが、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は全部で28議案ございます。

その内訳ですが、まず予算関係で、議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち所管事項、議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について。それと、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項。この3議案でございます。

条例の新規制定としまして、議案第11号、旭市行政不服審査会条例、議案第12号、行政不

服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例、議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例、議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例、議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の、この7議案が新規制定する条例でございます。

また、条例の一部改正としましては、議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例、議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例、議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例、議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例、議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例、議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例、15議案ございまして、これが一部改正でございます。

さらに、条例の廃止議案、1議案ございます。議案第40号の旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について。

このほか、議案第43号の専決処分の承認についてと、もう1議案、議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについての、この2議案がございます。

以上で28議案となります。

大変今回議案が多くなっております。執行部といたしましては、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔、明瞭に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決、承認くださいますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（伊藤 保） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る３月４日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第１号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第７号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、議案第９号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、議案第11号、旭市行政不服審査会条例の制定について、議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について、議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第５項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、専決処分の承認について、議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについての28議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決につきましては、既に過日の全員協議会におきまして、予算の概要を説明申し上げたところでございます。

また、本会議の中でも補足説明を申し上げ、質疑をいただいたところでありますが、さらに何点かに絞りまして所管課から補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課から人件費の関係で補足説明申し上げます。

予算書の292ページをお開き願います。

給与費明細書の一般職分です。まず上段の（１）、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 保） よろしいですか。座っていただいて結構です。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、座って説明させていただきます。

給与費明細書の一般職分ということで、上段の（１）総括の職員数本年度663人は、平成28年1月1日現在の各課に配置している職員数を基本に、退職者、採用者及び会計間の異動等を考慮して、28年度の配置予定者数を計上したものであります。前年度と比較しまして6人の減となっております。

給与費のうち給料は、本年度の予算額が24億3,726万円で、前年度と比較して2,528万3,000円の減となっています。これは、主に職員数の減、新陳代謝によるものであります。職員手当につきましては、下段に内訳がございます。

まず扶養手当です。手当の内容は、配偶者の扶養手当が月額1万3,000円、子ども等の扶養手当が1人6,500円です。前年度と同額であります。

次に、住居手当です。手当の内容は、借家の家賃に応じて計算いたしまして、支給限度額は2万7,000円となっています。

次に、通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロメートル以上のものについて、距離数に応じて支給いたします。電車等の公共交通機関利用の場合は、定期券等の運賃

相当額を支給いたします。前年度と比較して、マイナス24万8,000円となっております。職員数の減によるものであります。

次の特殊勤務手当は、主に消防職員の火災出動等の手当で、金額は1回200円から500円を支給するもので、昨年と同額であります。

次の時間外勤務手当は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じて得た額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じて得た額、10時から翌朝の午前5時までは、さらにそれぞれ100分の25を加算した額等を支給するものでございます。200万円の増となっております。これは保育所の保育標準時間の拡大11時間ということで対応するために、時差出勤で対応できない部分として200万円増となっているものであります。

次の宿日直手当は、休日に日直業務をした者に支給するもので、1回4,200円を支給します。前年度とほぼ同額ですが、これは山の日という祝日が追加されましたので、その分が増えていると思います。

管理職員特別勤務手当及び下段の休日勤務手当については、前年度と同額です。手当の内容は、管理職員特別勤務手当は、管理職の職員が緊急のため休日や平日の深夜に勤務した場合に6,000円から1万2,000円の範囲で支給するもので、実際には手当に代えまして代休で処理するというので、支給実績はほぼありません。

次に、下段に移りまして、休日勤務手当は休日に勤務した場合に、1時間当たりの時間単価に100分の135を乗じて得た額を支給するものであります。

次の管理職手当は、定額になっています。管理職の職務に応じ月2万7,800円から4万4,300円までの支給をするということになっています。前年度と比較して101万5,000円の減額は、管理職人数の減によるものであります。

続いて、期末手当と勤勉手当です。

期末手当の支給率は、6月が1.225月、12月が1.375月、勤勉手当は6月も12月も0.80月で、合計で年間の支給率は4.2月分となります。前年度と比較して、期末手当は642万4,000円の減で、職員数の減や新陳代謝によるものであります。勤勉手当の1,719万2,000円の増は、支給月数の増によるものであります。

次の児童手当は、中学校修了前までの子どもを養育している職員に支給されるものです。3歳未満の子どもにつきましては、月額1人1万5,000円、3歳から12歳までの子どもにつきましては、第1子と第2子は1人1万円、第3子以降は1人1万5,000円、中学生については1人1万円支給されるものであります。前年度と比較して、64万円の増となっております。

す。

夜間勤務手当は、前年度と同額で、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、1時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しており、対象は、主に消防職員となります。

以上で、人件費に係る補足説明を終了いたします。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、税務課から市税について補足説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いします。

1款市税です。平成28年度の市税の合計額は71億1,428万8,000円で、前年度比1億1,129万8,000円、1.6%の増を見込んでおります。

内訳としましては、現年度分が69億4,369万円、滞納繰越分が1億7,059万8,000円を見込んでおります。

続きまして、主な税目についてご説明いたします。13ページをお願いいたします。

1項1目個人市民税は28億7,403万9,000円で、前年度比4,664万9,000円、1.6%の増を見込んでおります。現年課税の収納率については97.0%で、前年度比0.78ポイントの増を見込んだものでございます。

○委員長（伊藤 保） 税務課長、長いようでしたら座って結構です。

○税務課長（林 利夫） では失礼します。

1項2目法人市民税は4億2,572万5,000円で、前年度比581万円、1.3%の減を見込んでおります。現年課税の収納率については99.45%で、前年度比0.02ポイントの増としましたが、法人分については、税制改正に伴う税率の引き下げにより減収を見込みました。

次に、下のほうになりますが、2項1目固定資産税は28億3,448万7,000円で、前年度比5,185万3,000円、1.9%の増を見込んでおります。現年課税の収納率につきましては96.85%で、前年度比0.10ポイントの増を見込んだものでございます。

土地につきましては、時点修正等により宅地価格は平均0.3%下落しておりますけれども、宅地及びその他への地目変動が大きく、税額は微増となる見込みでございます。

家屋につきましては、新築家屋の増加分を見込みました。償却資産につきましては、太陽光パネルの設備投資は鈍化しているものの、その影響について増加を見込みました。

続きまして、14ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税は1億6,868万7,000円で、前年度比1,569万3,000円、10.3%の増を見込んでおります。現年課税の収納率については95.75%で、前年度比0.04ポイントの増を見込んでいます。

軽自動車税については、税率改正による増加分です。

4項1目市たばこ税は5億5,383万3,000円で、前年度比222万6,000円、0.4%の減を見込んでおります。たばこ税については、消費本数が減少傾向にあるため、税額は減となる見込みです。

続きまして、15ページをお願いいたします。

7項1目都市計画税は2億4,643万6,000円で、前年度比462万円、1.9%の増を見込んでおります。現年課税の収納率につきましては、96.85%で、前年度比0.10ポイントの増を見込んだものでございます。

以上で、税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第1号の企画政策課所管の事業につきまして、全協で説明させていただきました以外のものということで、何点か説明させていただきます。

予算書の62ページをご覧ください。

歳出になります。

2款1項7目説明欄2のインターネット活用事業210万9,000円ですが、この事業は、市政をはじめ観光や災害、広報、各種の申請手続きなどの行政情報を発信するため、市のホームページの保守管理を行うものの経費でございます。

続きまして、65ページの下段をご覧ください。

2款1項8目説明欄1の広域情報ネットワーク運用事業です。3,813万1,000円ですが、この事業は、本庁と支所、公民館、保育所、消防署、小・中学校などの施設を結ぶ光ケーブル等の情報ネットワークの維持管理を行う経費です。

続きまして、70ページをご覧ください。

2款1項10目説明欄6、コミュニティバス等運行事業です。5,972万1,000円。この事業は、5台のバスを使って、市内の4ルートでコミュニティバスを運行しているものですが、12年間使用している飯岡ルートの小型バスが老朽化しましたので、車両の購入を予定しております。

この財源につきましては、地域振興基金を予定しております。そのほか、このバスを運行する千葉交通株式会社に対して、運賃収入だけでは経費が足りませんので、不足分を助成金として計上してございます。

続きまして、71ページをご覧ください。

2款1項10目説明欄7のバス路線維持対策事業です。513万8,000円ですが、この事業は、千葉交通株式会社が運行する府馬線及び旭銚子線を維持するため、この路線での赤字額の2分の1を沿道の自治体が助成するというものです。

続きまして、87ページをご覧ください。

2款5項2目説明欄3の経済センサス調査費360万1,000円ですが、平成28年度は市内の全事業所3,280の事業所を対象に、6月1日を調査期日として経済活動の実態を調査するものでございます。

以上で、企画政策課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） おはようございます。

すみません、何点かお伺いします。総務委員会は初めてということで、不勉強で的外れでしたら本当に申し訳ないんですけども、また、それは説明してあるよということがもしかぶっていたら申し訳ないです。

まず、委託料についての主だったものについてお伺いしたいと思います。

まず、52ページの総務費一般管理費の説明欄8、行政改革推進費のうち13の委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料271万9,000円。これは内容的には全て、その委託業務の内容について概要をお伺いしたいということです。

63ページになります。総務費、企画費の説明欄6、ふるさと応援寄附推進事業のうち13の委託料、ふるさと応援寄附推進事業委託料の599万6,000円。

それから67ページです。電子計算費の説明欄3の電子自治体推進事業のうち、13の委託料、コンサルティング業務委託料の667万5,000円。

最後に、73ページになります。庁舎建設費の説明欄1の新庁舎建設事業の委託料、調査・設計委託料……、72ページですね、失礼しました。2,366万1,000円で、これらについてまず

委託業務の内容について概要で結構ですので、既に受けているところもあるかなと思いますけれども、お伺いしたいということが一つです。

それと、70ページになります。総務費の地域振興費の説明欄4、出会いの場創出事業の19になります。負担金補助及び交付金、この出会いの場創出事業補助金150万円ですか、こちらについて補助金の具体的な使われ方、どのように運用されているのかについてお伺いしたいと思います。

あと同じページになりますけれども、先ほどご説明いただきましたけれども、説明欄6のコミュニティバス運行事業のほうで、18備品購入費のほうで車両購入費の1,264万6,000円ですか。こちらのバスのほうですけれども、どのようなバスなのか、定員等をお伺いしたいと思います。

以上になります。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、予算書の52ページの13委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料271万9,000円の事業内容でございますけれども、こちらにつきましては、平成27、28と2か年かけまして、公共施設の調査関係に関する委託料でございます。

内容につきましては、26年4月に国のほうから全市町村に対しまして、公共施設についての総合管理計画を策定しなさいという要請がございまして、それに伴いまして、今現在全国で策定中でございます。

旭市におきましては2か年ということで、28年9月末を目途に今、事業を進めております。内容につきましては全協のほうでご説明はしてございますけれども、まずは市内の全ての公共施設と、それからインフラ、道路、橋梁とか、そういうのも全部含めました公共施設を把握しなさいと。それから、それが今後どれぐらいの修繕、更新、維持管理費がかかるのか。財政的にどれぐらいの金額がかかるのか。それから将来的な人口の見通しはどうかとか。将来的な人口の見通しにつきましては、企画政策課のほうで総合戦略で出しましたので、人口につきましては、その数字を使って現在策定中でございます。

これにつきましては、全協でだいたい半分程度の現況が把握できたということで、現況についてはご説明をしておりますけれども、今後、28年度に向けては、各施設、類似施設がいろいろあるんですけれども、その類似施設の今後の将来的にどういう管理をしていくのかと

というような管理方針が出てまいります。その管理方針が出た段階で、次の段階ではその各施設を、それでは実際にどのように維持管理していくのかという個別の計画、それを平成32年度までに作成するというような国のほうから方針が来ておりますので、まずはうちのほうがこの総合的な管理計画、全体的なものを把握した中で実施計画、個別計画に向かって進んでいくということでございますので、これが国のほうから要請された根拠といたしますか、今後、各自治体、今まで造られた公共施設が今後財政を圧迫していくというようなことで、そういう大きな問題が生じるということで、全体を把握して今後の方針を作りなさいということで、今作っている計画でございます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 企画政策課のほうからは63ページ、ふるさと応援寄附推進事業の関係です。

委託料の599万6,000円の内容はというご質問です。これにつきましては、委託する内容ですが、まず12%委託料ということで、業者さんのほうにまずお支払いします。それから、記念品代も業者さんのほうで全て発注します。やっていただきます。それとその送料、これらを全部込みで、全て代行して委託するといったような内容になります。

それから、次が67ページ。3番の電子自治体推進事業の13委託料、この中のコンサルティング業務委託料667万5,000円、この内容はということです。この業務委託に関しましては、市役所全体の各課に及ぶ事業、ソフトのプログラム、相当な数があります。これを法改正や制度改正やら新規事業やらということで、対応してプログラムを改修していく中で、情報管理班のほうの職員では、そのプログラムの作成の委託料見積もりが、例えば正しい金額なのかどうか等々の専門的なチェックができません。

というようなことで、その辺のところを正しい見積もりが業者さんから上がるかどうか等々も含めて、チェックをしていただくための委託料ということになります。そのほか全体的なシステムの構築ですとか、そういったようなことに関して、アドバイスをいただくといったような業務内容になります。

続きまして、71ページ。説明欄6のコミュニティバス等運行事業の中の備品購入費、車両購入費の内容ということで、定員等ということです。

現在走っているバスが、先ほど申しあげました12年間走ってまして、主にさび等、かなり老朽化が著しいということで、現在走っているものが29人乗りの乗車定員、このものでご

ざいます。運行状況等を加味しまして、29まで、ここはいらないかなというようなところもありますので、23名以下の小型バス、これを今現在計画しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、72ページの調査・設計委託料2,366万1,000円の内容ということでありました。これの中には設計業務は入っておりません。基本計画と、それから執務環境調査ということになります。

この中で、基本計画ではどのようなことをするかという内容についてお答えさせていただきたいと思います。これは、2月22日の全協でもご報告させていただいておりますけれども、主に5項目。用地の利用、いわゆる庁舎の配置とか駐車場の関係を細かく調べる。それから庁舎の規模の検討です。延床面積であったり階数、これは将来人口とか職員数を見据えた中で、どの規模が適正なのか。それから建築計画、これは躯体の構造であるとか、その辺をどのようにしていくのか。それから4つ目で、いわゆる庁舎に必要な機能。バリアフリーであったりユニバーサルデザインであったり、あとは市民の共同施設をどういう形でその中に盛り込んでいけるのか。それからあとは事業計画に関する検討ということで、概算の事業費等が出せればということで、その5点が大きなものとなっております。事前調査、それから前提条件の整理を実施していくということになります。

こういった各種条件を精査することによって、市民ホールだったり防災無線室等の諸室等の必要性、それから必要面積を定めて延床面積を決定していきながら、どのような形で進めていくことができるか、その基本となる調査を主に実施するということになります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から70ページの出会いの場創出事業、その出会いの場創出事業補助金150万円の使われ方ということで、まず補助金ですので、こちらにつきましては、旭市後継者対策協議会、通称出会いコンシェルジュに対して150万円を補助金として交付しております。

出会いコンシェルジュ、後継者対策協議会につきましては、事業として出会いの場の提供に関することを行っております。出会いの場、年間10回程度の婚活イベント等を行っております。それに係る事業費という形になります。

イベントの開催につきましては、だいたいセミナー等の講師や会場の使用料等をこちらのほ

うで賄っております。ただ、参加者につきましては、飲食等の部分は男性、女性とも参加費としていただいております。

また、出会いコンシェルジュのホームページとかがありますので、そういったホームページの維持管理費等に使っております。出会いコンシェルジュは実際18名ほどいるんですけれども、そちらに対しての報酬等については、こちらから出してはおりません。

150万円の使われ方については以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） ありがとうございます。

何点かお伺いしたいんですけれども、そうしますと、まず委託料関係なんですけど、ちょっと今お伺いしたうち、結構外部のコンサルをお願いしている部分というのはあるのかなと思うんですけれども、外部のコンサルタントの活用状況というか、もし今出なければ後でもいいんですけれども、どの程度、どういった案件について外部のコンサルタント等を活用されているのかというのが知りたいなということと。

もう一つ、そういったコンサルを、これについてはコンサルを依頼しようという、依頼するかどうかの決め方というか基準というのが、もしあればお伺いしたいなということをお願いします。

あと、出会いの場のほうですけれども、補助金として講師料、ホームページの維持管理等ということでお伺いしましたけれども、今年度の事業の効果というか、成果をお伺いしたいなと思います。

あと、コミュニティバスのほうですけれども、また老朽化等が進んでいると思うんですけれども、今後のバスの更新計画とか、どうなっているのか分かる範囲でお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） コンサル活用状況ということですが、あいにくコンサルタントの数等については、今、数字を持っておりません。契約の段階であるもの、それからないものもあるんですけれども、うちのほうの契約検査班の契約にかかったものについては調査が可能だと思いますので、それについては後で数字をまとめたいと思います。

それから、依頼の基準があるかということですが、基本的にはこんな仕事をやりたいと各課が考え、それが自分たちでできるかどうかの判断、そこについては基本的には担当課です

ると。上がってきたものについて予算付けがいいのかどうか、その議論はまず財政課が話をお聞きして、最終的には市長判断で予算付けがされるということになっております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、出会いコンシェルジュの事業の成果というか効果ということですので、今年度につきましては、イベントを10回予定しまして、1回ちょっと応募者少数のため中止いたしまして、9回の実施の結果といたしまして、男性、女性合わせて参加者215名でイベントを開催しました。

成果ということですので、会員の婚姻数、平成27年度、きのう現在ですけれども、報告があったものについては10名、平成20年度からの合計でしますと、現時点で76名の結婚報告がありました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） コミュニティバスの今後の予定はというご質問です。

先ほど申し上げましたとおり、5台のコミュニティバスが走っています。27年度で1台、先日納車になったばかりなんです、交換しました。来年度もう1台ということで、交換する予定です。

これらの走行距離等を見ますと、70万後半の走行距離になっています。ただ、走行距離だけでは、走るルートによっては相当さびだとか、その辺の進み具合もありますので、一概にということはいえないんですが、近々というか、かなりこれに近い状態になるかなという、走行距離だけでいいますと、もう2台あります。旭地区ルートを走っているのと海上地区ルートを走っていますのが、データの的には27年8月のデータですが、もう57万キロ、60万キロといったような数字になっていますので、その後1年、2年ということで走行していくと、近いような距離になるので、買い替えも検討していかなくちゃならないかなというふうには考えています。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員。

○委員（高橋秀典） コンサルの利用ということで、ちょっと一般的になんですけれども、メリットとしては、高度な専門知識が活用できるということと、通常の本体業務というか、それへの支障を最小限に抑えられるとかメリットはあると思うんですけれども、同時に知的集

積というか、その機会がどう、それを外にやってもらうということで、丸投げということでもないんでしょうけれども、それが仕事の進め方として何らか経験値というか、それが職員の方の中に残っていくような進め方がされているのかなというのが、ちょっとお伺いしたいことの一つです。

コミュニティバスについてはお伺いしました。

出会いの場のほうですけれども、これは例えば視察のほうとか行って、旭市がすごく先進であるというふうによく言われるんですけれども、非常に150万円という金額の中ではすごいコストパフォーマンスを出しているなと思うんですけれども、これは今後もあれなんですか、だいたいこの金額の規模のまま行くような予定でいるのか、その辺だけ伺います。

○委員長（伊藤 保） 高橋秀典委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 委託の件で、コンサルさんの持っているノウハウ等が、要は市役所に残っていくのかということだと思うんですけれども、その時々担当は、しっかりした打ち合わせをしながら進めておりますので、例えば物事の調べ方ですとかデータのとり方ですとか、そういったことは職員の財産として残っていくんだろうというふうに考えています。ただ、同じ業務が出たときに次は職員でできるかと言われますと、それはやっぱりちょっと無理かなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 出会いコンシェルジュの事業ですけれども、スタートした時から150万円という形でやっております。現在も150万円という形でやっております、イベントの回数等が現在10回から、せいぜい11回程度毎年やっているんですが、これ以上回数を増やすというのは、実質的にまた参加される方も少なくなってしまうので、現状としましては、このまま150万円のまま継続してやっていきたいと考えております。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。1号の質疑、ほかにありませんか。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、予算書10ページです。第3表地方債の利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とされています。この5.0%以内ですから、上限を定めているということだと思いますが、実際には実態、あるいは実勢的には何%ぐらいで借りているのかお尋ねし

ます。

続いて16ページです。1項1目利子割交付金についてですが、この交付金はどういった交付金なのか、また41.7%減と大きく減少している、その理由についてお尋ねします。

続いて17ページです。1項1目自動車取得税交付金、これも同様にどういった交付金なのか、また77.8%と大きく増えるという見込みについて、理由をお尋ねします。

それから31ページです。1項2目利子及び配当金です。これは文字どおり利子と配当金という理解でよいのかお尋ねします。また、105.0%増と大幅に伸びている理由についてお尋ねします。

それから72ページ。1項11目13節の委託料についてお尋ねします。先ほど高橋秀典委員がその内容については質問されたので、私のほうからは、現在、公共施設等の総管理計画が策定中ございまして、新庁舎建設と並行して支所等の建物の活用についてはどのように考えているのかお尋ねします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 記載のところ、ご指摘のとおり、確かにそこに書かれているのは上限を決めているということで、合併以来ほぼ変わっていない状況です。

現実に借りているものということですが、今、借りているものは、ほとんどが0.何%という利率で、ぱっと見て26年度に借りたもので高いのが0.5ぐらいです。だいたいそれより下で借りられているという状況です。

それから16ページ、利子割交付金ですか。これは、預金利子に係る税20%かかっていますけれども、そのうちの所得税が15%で県民税が5%ございます。この5%のうち市町村に対して事務費を除いた5分の3が交付されるというものです。

（発言する人あり）

○財政課長（林 清明） 今の利子割ですか。これは県から示された推定で予算化しておりますので、県の見積もりが減っていたということでありまして。預金利子が上がっていると、利率が上がっているということだろうと思います。

それから17、自動車取得税交付金。自動車取得税、これは県税ですが、このうち5%の事務費を除いた95%のさらに10分の7、これが市町村に交付されるというものです。これは増減の理由はいいいんでしたっけ……

(発言する人あり)

○財政課長（林 清明） これは、県は若干減で来ました。ただ、旭市の実績、27年度を見ましたときに増えているという状況がありましたので、27年度の実績から県の減少見込額、これを差し引いた額で予算化をさせていただいたということです。

次の31は会計課のほうから申し上げます。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 会計管理者。

○会計管理者（高木松夫） 31ページの利子及び配当金について、昨年より大きく増えているという理由でございます。

一般財政調整基金の残高が26年度末で62億円ありました。そのうち29億円を基金運用の方法の一つであります安全確実な千葉県債で長期運用することにより、増えた大きな理由ということでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 72ページの調査・設計委託料の関係で、先ほど高橋委員に基本計画の内容ということでお話、ご回答させていただきました。特に庁舎の規模というのは事業費に大きくかかわるということがあります。ですので、既存の庁舎をどのように活用していくかというのは非常に重要だと思います。

その中で、昨年実施いたしました執務環境、それから現況調査の中で、現在、各課で所有する施設、例えばハニカムであったり職業相談室だったり、フレンドあさひだったりカウンセラールームであったりということがあります。そういったものが新庁舎から除かれるだけでも面積が相当違うということであれば、新庁舎の中に、これら諸室を取り込むというよりは耐震性がある建物、今、少なくとも耐用年数が残っている海上支所へ、例えば集約するというようなことも基本計画の中で検討していきたいと考えています。

あと、飯岡支所もありますけれども、これらは耐震性が不足しているという状況がありますので、機能を飯岡地区の例えばほかの施設に持っていくということを想定しなければいけないのかなと思っています。これはユートピアセンターであったり保健福祉センターであったりということになります。

あと、干潟支所にも公共施設がありますけれども、この支所は、干潟庁舎とそれから公民館、2つあります。このどちらが残すべきものなのかということも含めて検討しながら、将来

的なあり方を考えていくと。これらもできれば基本計画の中で調整して、庁舎の規模をできるだけコンパクトなものにしていけるように考えていきたいと思っております。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、10ページの地方債についてお尋ねします。括弧書きで利率見直し方式で借り入れる資金についてはとありますが、これまでに利率見直し方式で借りていたものというのがあるのかどうなのか、またその見直しを行ったというようなことがあるのかお尋ねします。

それから併せて、これはお願いなんです、31ページの関係では、財産の運用方法で、これは1,000万円ほどの増収ということになります。もちろん安全確実という方法でないといけないと思いますが、今後もうこういう形で財源を確保していただければ、これはお願いします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 地方債の利率の見直しということですが、固定金利の方式と利率見直しの方式と2つ、当初契約のときにございます。基本的には、国系の資金を借りると固定金利、市中金融機関からのときには見直し方式が採用される場合が多いということですが、利率の見直し方式にしても毎年とかではなくて、5年とか10年とか区切った中で見直しますというふうな契約になっておりますので、その契約の時が来た時は、しっかりとお互い相談の上で見直しをしているという状況です。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 4点ございまして、別にページ数を見るところではないと思いますが、1点目、ふるさと納税の担当の方にお聞きします。返礼品のこの前説明を受けました。野菜が余りにも多過ぎるんじゃないかなと思って、もうちょっと商品をいろいろなものに変えていただくという案もないでしょうか。例えば旅館の宿泊券とか、そういったようなもの。例えばですよ。

2つ目。これは最初に説明があつて、292ページなんですけれども、本年度の職員数が663名、前年度が669名、これで6名減ってということで、行革にしたらいかなと思いますけれども、括弧書きの中の14、本年度14名、前年度11名。これは結局増えているんですよね。

3名、恐らくこれは天下りでしょうか。その増えた括弧書きのところは、見ていただかなくてもいいです。例えばユートピアセンターに括弧書きの数字が、正職員2名、括弧書き2名というふうにあって、合計4名なんですけれども、具体的に言ってしまうと、ユートピアセンターというのは、そんなに本庁のような重要な仕事をしているわけでもないわけです。それで、いろいろなところから声が聞こえてきまして、たばこを吸って外で仕事をしていないというようなこともありまして、ここにそんなにたくさんいるのかなというようなことも、これは人事のほうで考えていただきたいという、行政改革のほうで考えていただいたらどうですかという話。

3つ目、インターネット委託費。これは62ページあたりなんですけれども、先ほど高橋委員からは、ほかの委託料のことのお話があったんですけれども、特に私はインターネットのほうを質問します。

そもそもインターネットの更新というようなことだったら、どこの会社でも、社内というか、その中でできているんです。こういうのを委託しないといけないというのはどういうことかなと。エンジニアというのは、これだけの663名もいて、たかだかネットの更新のエンジニアリング、こんなことができないのかななんて思って、委託するほどのような仕事ではないと私自身が思っているわけです。幾らでもいます、こんな普通の会社だったら。これぐらいのことができる。お金を出して委託するような問題ではないと思います。

4つ目、コミュニティバス。これも別にページを開かなくてもいいと思うんですけれども、毎年毎年4,500万円の補助金。補助金というのは、つまり赤字を補填しているという意味なんですけれども、行革は一体どうなっているのかなと思っているんですけれども、これは私なんかは車ばかり乗っていますから、乗らない。乗っている人と乗らない人がはっきりしている中で、この4,500万円は不公平です、車ばかり乗っている人間からすれば。

こういうのはやっぱり前回、前々回でも申し上げたように、外部からいっぱい来て、バスに乗りたい人がいっぱいいて、これを高くつり上げて、金額を上げて、100円じゃなくてというような案ですね。アイデアで、4,500万円を消すということはできないでしょうか。

以上、4点の質問です。

○委員長（伊藤 保） 議案の審査は途中でありますけれども、ここで15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時15分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、企画政策課のほうで何点かご質問いただきました。

最初に、ふるさと納税の返礼品の関係です。野菜が多過ぎるのではないかというご指摘です。この件につきましては、議会の本会議でも答弁させていただきましたが、道の駅でまずはスタートしようと。それで、特産品を返礼品として持っていこうというようなことです。

現在、道の駅以外の所でということで、例えば大原幽学の田植えのチケットですとか、いわゆる参加券ですね。そういったようなものもやって、徐々に広げていこうということで考えてはいますが、品目につきましては、先ほど申し上げましたように、道の駅を中心に旭市の産業の活性化ということを第一に考えていきたいと思っています。

その後、有田委員ご指摘のように、ほかの所でも広げていける可能性を十分持っていますので、様子を見ながら、ほかのものについても検討していきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

それから、インターネットの関係です。ホームページの作成委託料、職員でやれるのではないかと、ほとんどの会社等は自前でやっているのではないかとというご指摘です。この件につきましては、新しいページですとかバナー等のイラスト、これにつきましては、職員のセンスではどうかなというようなこともありまして、例えば専門的な技能が必要な作業、これらを委託する費用がまずあります。それから、職員が自分でホームページの作成・編集を实はできるようになっています。そのシステムがありまして、これはCMSというんですけども、コンテンツ・マネジメント・システムです。これを予算計上しています。基本的には各課のお知らせのページですとか、そういったものについては日々、各課がインターネットの更新作業は行っています。

実際に、このシステムを使用することによりまして、1年間でホームページのうち約300ページ余り、これについては各課の職員が作成・編集作業を行っていると、そんな運用をしております。

それから、コミュニティバス、いわゆる赤字分の4,588万円についてはどうなのか、行革という面で、非常に使わない人たちから考えると不公平というようなご指摘でございます。この件につきましては、基本的に地域公共交通をどうするかといったような問題があります。例えば交通弱者でありますお年寄り、例えば免許証を返納しちゃったお年寄りさんですとかは、もう買い物の手段がないとか、そういったような状況が現実的に、今、意見として挙がってきています。まずこの人たちの、いわゆる交通弱者と言われる人たち、自分たちで運転できる方は問題ないと思うんですけれども、これをどこに住んでいても、なるべく不便がないようにということで、経費のことはもちろん、第一優先で考えなくちゃいけないことではあるんですが、それらを考えた中での運用ということで、これも地域公共交通会議とかありますので、そちらのほうで、いつも議論になっています。例えばワンコインでいいのかどうか等々も含めて検討課題ではあります。ご指摘をしっかりと受け止めたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 292ページの一般職の職員の給与費の内訳の中で、職員数括弧書きの件、これは下に再任用短時間勤務職員というようなことで、括弧書きになっています。ユートピアの例を出されましたので、ユートピアなんですけれども、2人確かに再任用職員を張り付けています。正職員が1人で、実際には2人で1人分、要するに短時間で週3日勤務なので、実質ユートピアは2人で回しているような形になっています。そういうことで、3人ここの表の中で増えていますけれども、実質1.5増というような考え方でいけると思います。

これについては再任用制度ということで、国等も実施しながら、地方公共団体においてもということで、きちんと制度化されたものでありまして、当然、申し出があった場合には再任用をしていくような形になります。これに併せ、これを含めましても職員数は減らしているという状況もありますので、その辺はご理解いただきたいなと思っております。

○委員長（伊藤 保） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 分かりました。

コミュニティバスだけお願いいたします。交通弱者ですよ。私自身、申し上げるのはあれなんですけれども、弱者の味方なんです。ここは間違わないように。そのことを言っているわけじゃないんですよ。これは当然のことだと思っているんですけれども、この穴埋めを4,500万円の、前々回も言ったんですけれども、また別の交通弱者ではない、よそから来た

人からお金を取って、バスに乗っていただいて、これを穴埋めできないかというようなことで言ったことがあるんですけども、そういうようなアイデアで埋めていただけませんかということを行っているんですよ。交通弱者は仕方ないですよ。それを申し上げているんですけども、その点はどうか。

○委員長（伊藤 保） 有田恵子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 前のご指摘のとおりだとすれば、例えば観光客に対して特別料金というようなことだと思います。今のルートそのものが、例えば観光客をターゲットとしてルート選定しているかどうか等々の問題もあります。それから、あなたは観光客なのか一般の市民なのかというような判断等も、技術的な問題とかいろいろあります。

ご指摘は承っておりますが、今のところは市民の交通弱者のための足ということで運用していますので、その辺はご理解願いたいなというふうに思います。

○委員長（伊藤 保） 有田恵子委員。

○委員（有田恵子） 今のところはそうであっても、これから考えていただきたいと思います。観光のほうですね。もうけてもいいわけですよ、市は。こういう赤字を出すよりもね。そういうことで、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 何点か質問させていただきます。

まず最初に13ページですか、先ほど市税の説明がありましたが、この中で固定資産税で償却資産、太陽光パネル等でこの調定額が増えているということが説明されましたけれども、この太陽光発電ですけれども、この関係でだいぶ市税の増収効果というのは出ていると思いますけれども、始まる前と今現在でどのくらいの増収効果が出ているのか。分かればお伺いします。

次に、31ページですか、先ほど米本委員が質問しましたけれども、この利子及び配当金なんです、だいぶ今年度の倍増というような形の中で、説明では財政調整基金のうち県債で運用するというような説明がありましたが、この予算を作られた時とその後1月でしたか、日銀がマイナス金利といったようなことを始めたわけでありますけれども、そういったことについての影響というのは大丈夫かどうかということなんですけれども。

次に、32ページですけれども、寄附金です。今回、総務費寄附金ということで、ふるさと納税の寄附金が新たに入ったわけでありますけれども、そのほかの項目につきましては、全て廃目というようなことになりましたが、この辺について説明をお願いします。

次に、61ページの地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院評価委員会についてなんですけれども、これは企画事務費ですね。議案質疑でしたか、説明の中で年に3回評価委員会を開く予定だというような説明がありましたが、この3回の評価委員会で、実際にはどのようなことについて、この委員会が開かれるのかということなんですけれども、その辺についてお伺いします。

それと、次に65ページの企画費のうちの説明欄9のふるさと応援基金積立金ですか、これについて説明をお願いします。

最後に206ページになりますけれども、住宅管理費は、これは総務常任委員会で質問していいですか。それでは、この説明欄8の住宅リフォーム補助事業ですけれども、これは違いましたか。

(発言する人あり)

○委員(島田和雄) 建設。失礼しました。

○委員長(伊藤 保) 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長(林 利夫) それでは、太陽光発電の影響ということでお答えしたいと思います。

太陽光発電、平成26年度から増えております。土地についてですけれども、土地については面積をまず申し上げたいと思います。平成26年度、太陽光発電関連の用地が6万6,118平米、それが28年度の見込みですけれども、25万1,100平米と大幅に、27年度から増えていきます。27年度が26万9,282平米で、28年度が25万1,100平米ということです。ちょっとこれが実際に税額にどのぐらい影響するかということまでは積算しておりませんので、ちょっとご容赦願いたいと思います。

(発言する人あり)

○税務課長(林 利夫) そういうことです。

次に、償却資産ですけれども、平成25年度が取得価格が1億4,110万7,000円、26年度が取得価格で23億3,865万8,000円、27年度が26億1,128万6,000円、28年度が、これは見込みですけれども、21億3,860万6,000円ということで、これについてもちょっと税額について、これがどういうふうに影響しているかというところまではちょっと、それぞれ償却年数とか皆違

いますので、そこまでの詳しい精査はしておりません。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、32ページの寄附金の関係です。

1 番の総務費寄附金、ふるさと応援寄附金の1,200万円以外については、一般寄附金から教育費寄附金まで全て廃目ということで、その理由はということでございます。ふるさと応援寄附金の中で、基本的には全部受けられるということで廃目するものでございます。

具体的に申し上げますと、寄附の使い道ということで、寄附者が指定できるようになっています。1 番の産業の振興、2 番の健康福祉の充実、3 番の教育の充実、4 番の生活基盤の整備、5 番の安全安心なまちづくりということで、この5項目で、ほとんど受けられます。それとあとは本人が指定をしない、市長にお任せというコースもございます。これらのことで、ふるさと納税で受けられるというようなことから、こういう細かい分類はやめて一本ということにしたものでございます。

それから、61ページですか。地方独立行政法人の評価委員会3回ということで、どういう内容ですかということのご質問です。4月からスタートするわけでございます。基本、スタート年次じゃない場合には、前年度のいわゆる業績評価を評価委員会が行います。今回の場合はスタートしたばかりですので、この間も会議の中で申し合わせというか、ちょっと話が出ましたが、現在の中央病院の状況もやはり、つまり27年度の状況も評価委員さん方が知っておくべきだろうというようなことで、これは法に基づいた評価ではございませんが、一応資料を提出していただいて、評価委員会のほうで検討しようというようなことになっています。

その年度の後半のほうになっていきますと、翌年度の事業計画、これらは出てきます。これも事業計画については市長に提出するということで済むんですが、一応評価委員会のほうで事業計画も検討してみたいと。これは正式な、それに対するコメントは公式なものではございませんが、事業計画も見たいというようなこと。それから、評価委員会を開かなくちゃいけないような事態があるかどうか分かりませんが、それらも含めて3回ということで予定させていただいたものです。

それから、65ページ。ふるさと応援基金積立金1,200万円の内容ということです。これは、ふるさと応援事業のほうと連動していますが、100万円掛ける12か月ということで、1,200万円を予定しております。

具体的には、例えば1,200万円を超えるような寄附があればうれしいんですが、そういったような場合には、補正予算をお願いして基金に積むといったようなことになりますので、基金に積む場合には歳出予算で組まなくちゃ積めませんので、そういった予算の編成ということになります。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 会計管理者。

○会計管理者（高木松夫） 31ページの利子及び配当金の関係ですけれども、予算編成時と現時点、現時点といいますと、この2月に日銀が金融機関からの預け入れに対してマイナス金利を導入いたしました。その影響で当然、国債、県債なりの利率も下がっております。

先ほどの一般財政調整基金で29億円運用しているということなんですけれども、これ自体は変動じゃありませんので、購入した時点の利率を償還までずっと同じということなので、下がるということはないかと思っております。

12本の基金があるんですけれども、この中で金融機関へ定期預金等で行う場合もありますので、その時は若干変わってくるかなと。大きくは変わりませんが、そういうように考えております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） それでは、再質問ですけれども、まず利子のほうにつきましては、これは金融情勢ですので、ちょっとやりようがないということだと思いますので、いいとしまして、次に32ページですか、寄附金の関係なんですけれども、今回、来年度から全部このふらさと納税で寄附は受け入れるというようなことにするというところでありますけれども、そうした場合に、これまでどおり、このふらさと納税の扱いではなくて、要するに返礼品を求めない寄附をしてくれる方も当然考えられると思いますけれども、その辺については返礼品の扱いはどのように市では考えているのか。全てふらさと納税という中で、全てふらさと納税の扱いにするのかどうかということなんです。

それと独法のほうですけれども、評価委員会のほうですけれども、評価委員会を、基本的には今の説明では年に2回ですね。それで、状況に応じてさらにというような形の中で開かれるということなんですけれども、この評価委員会はすごく大事だと思うんですよ。外部の目で病院の経営を判断するというので、そういった中で、やっぱりきちんと評価をしていただくために、そういった資料についてはどのように委員の皆さんに示されるのか。ただ、当日、これは資料ですよと渡されても、なかなか評価できないと思いますけれども、十分こ

の説明がされるのかどうか。評価をする時間が十分確保されているのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

最初に戻りますけれども、太陽光の関係ですけれども、今現在の金額的なものは、発電が始まる前と今現在で太陽光関係の税収の増収分というのは、ちょっとそれは判断できないということでしょうか。

以上、お伺いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 寄附金の関係です。32ページの関係になります。

廃目しちゃってということで、全てふるさと応援寄附金で受けるのかという、それでやると返礼品はというような内容だと思います。ふるさと応援寄附金の申出書そのものにも、返礼品は希望しないという欄がございます。ですので、今までどおり返礼品はいらないよということで、こういう使途で寄附するんですよということにも対応できるような書式になっていますので、基本的には、返礼品は希望されなければ返礼しません。

それから、もう受けちゃうと全て税制上のメリットは受けられますので、ふるさと納税という扱いになります。あとは返礼品があるかないかだけの話ですので、一応ふるさと納税という形になります。

それから、評価委員会のご質問です。非常に大事な委員会なので、説明等をしっかりとというご趣旨だと思います。今までも、島田委員ご指摘のとおり非常に大切な委員会でございます。丁寧そこはやっていこうということで、必ず評価委員会がある前に事前に資料を配付しますし、きちんと委員長のほうにも、どういうふうに会議をもっていくのか、どういうことなのかということをしつかりと打ち合わせしながら進めております。ですので、来年度以降もそのように事前配付ということで、しっかりと対応していきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ふるさと納税のほうですけれども、これまでの寄附金が全てふるさと納税の扱いになるということですのでけれども、例えば27年度においても相当の寄附はあったと思いますけれども、ちなみに27年度はどのくらいの寄附というのはあったのでしょうか。ふるさと納税ではないんですけれども、今年度の要は寄附されたようなものは、来年度以降は全てふるさと納税扱いになるということですよ。そういうことですよ。ちなみに今年度は

どのくらいその額があったのかなと、そういうことなんですけれども。

○委員長（伊藤 保） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） 先ほどの実際の税額についてのところなんですけれども、実際28年度の当初見込みということで、償却資産については約1,900万円ほど増えてございます。これはほとんど太陽光パネルというふうに考えていいかと思います。

あと、今までのトータルの金額ということなんですけれども、なかなかこの計算がちょっと複雑でございまして、いろいろ減免規定がございましたり、耐用年数が3年目から、償却残存率ですか、そういうものが4年目からですか……

（発言する人あり）

○税務課長（林 利夫） ちょっと金額には換算してございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 寄附金の27の額ということですが、今現在集計しておりませんので、各課の伝票の上でということになっていますので、申し訳ありませんが、今は分かりません。

ちなみに26年度でいえば1,600万円ぐらいということであります。27については決算をお待ちいただければと思います。

○委員長（伊藤 保） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、65ページですか、このふるさと応援基金積立金というところに、当初予算で来年度1,200万円計上したんですけれども、これに今、財政課長が言われたような金額がプラスされる可能性があるということですよ。違いますか。だって、寄附が全部ここに来るわけでしょう。

（発言する人あり）

○委員（島田和雄） 要は、ふるさと応援基金積立金を積み立てるわけなんですけど、これは実際に今度、使用するという事になった場合に、どういうふうにこれから使用されていくのかということなんですけれども。来年度予算にすぐ組み入れるのか、ずっと基金で積んでいっちゃって、最終的に何かの大きな予算として使うのか、その辺なんですけれども。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 基金の使い方ということになると、私のほうで回答していいのかどうかというのはちょっとありますけれども、基本的には先ほど申し上げましたふるさと

納税の場合には、5項目とかということで分類ごとになっています。一本でふるさと納税の基金に積むんですが、現実的には例えば帳簿等で1番の項目に対しては幾ら、2番の項目に関しては幾らという形になります。それを例えば予算編成の段階でどこどこ基金のこの部分に関してはこのぐらいあるので、取り崩して、その事業に充てようとかという判断は、最終的には財政課サイド、もしくはもちろん最終的に市長ですが、そちらのほうでなるんだと思います。

ですので、今の段階ではすぐに何をどこに使うということは決めてございませんし、すぐに使ってくださいといったような申し出もありませんので、その時はその寄附のされ方というか、その時をしっかりと、例えば今年度のこの事業にすぐに使ってくれというようなことであれば、また別だと思えます。その都度対応ということになると思えます。

それと先ほど、財政課長のほうから幾らぐらいという話がありましたけれども、一般寄附ということで、災害の関係では今の段階では約で申し上げますと330万円ぐらいということで、昨年度よりも災害の寄附金に関しましては、額的には落ちてきています。ですので、そろそろふるさと納税に切り替えるタイミングかなというようなこともありまして、切り替えるということになります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

ページ数217、防災体制支援事業、説明欄の15の工事請負費です。112万4,000円の看板設置工事の内容説明。

それと219ページから220にかけての津波避難施設整備事業、この津波の整備工事費です。

1億4,288万4,000円のこの内容等もちょっと説明して、これは築山と思いますから、一応、矢指地区の設置が決まっているわけですので、もうちょっと説明をお願いします。

この2点よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤 保） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まず217ページの看板設置工事でありますけれども、これは震災を記憶するための石碑について表示するもの、それを設置したいということであります。高さ的には135センチぐらいのものを想定して計画しております。一応、4か所ということで想

定しています。

続きまして、220ページの津波避難施設の工事の関係なんですけれども、これは敷地の所に少なくとも海拔十二、三メートルの高さの築山をまず造るということで、工事の内容ということでありました。敷地の造成ということで、土砂の造成がまずあります。それから、園路の広場ということで、これについては実際に登るためのスロープ、そういったものを設けるということになります。

それと、主な登るために必要な手すり等も設置していく。あと、基本は芝生の山、それから津波の避難施設でありますので、仮に波が来た時、洗掘されないような、そういった防止のための基礎なんかも入っているということで、今回この工事額を予定しているところであります。面積的には約1万2,000弱ということで想定しております。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは伺います。さっきの石碑1メートル35センチ、人間の中学生くらいのもあれですか。これは4か所というけれども、どのようなあれですか。ちょっとこれは、例えば額でいえばどうなるのか。どのようになるのか。

もう一つは、この築山の件なんですけれども、これは築山を造った後に、まだ先の話になるんですけれども、上の部分に防災備蓄とか、何か緊急で集まった時にそういうものは将来兼ね備えるものなのか、ただ集まるだけなのか。それが一番重要なところになると思いますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○委員長（伊藤 保） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 高さ1メートル35と申し上げました。幅については、30センチ程度で、ちょっとひよろ長く立つような感じになります。それで、場所については市有地を想定して、建設課等とも協議しております。実は道路の路肩にうまく設置できる所がないかということも想定しながら検討したんですけれども、なかなか難しい状況があります。ですので、できれば、今、津波避難タワーがある、その所にきちんと内容を表示して付けていけたらなということも、ちょっと今想定の中であるということでもあります。

それと、築山であります。これについて上の施設になります。当然、防災のための施設を設置する必要があるということになります。この施設については、当初から設定するのはまず災害用のトイレ、それからソーラーの照明、そういったものを設置する予定でありまし

て、その上の、例えば管理の施設、いわゆるパーゴラも当初から計画しています。それ以外の例えば防災のかまどみたいなものがうまく使えるようにとか、あとはベンチをうまく転用できるようなもの、そういったものはその後に、29年度の予算でできればやりたいと。物がある程度でき上がった段階でということにしたいということを考えているところであります。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） ないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時28分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第7号につきましては、本会議で補足させていただいたとおりです。特に補足はありません。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

予算の規模、それから各事業については、あらかじめ本会議等でご説明申し上げたところがありますけれども、このたびの補正予算では、4つの基金につきまして補正を予定しており

ますので、その基金に係る27年度末の現在高見込み等について申し上げます。

初めに歳入です。予算書13ページをお願いいたします。

17款2項1目の財政調整基金繰入金1億4,000万円の減は、今回これを取り崩さないこととしたことによるものであります。これによりまして、27年度末の財政調整基金の残高は73億5,999万6,000円となる見込みであります。26年度末現在高よりも11億1,108万円の増であります。

2点目は、3目の東日本大震災復興交付金基金繰入金、これは2億861万5,000円の繰り入れを減額するもので、充当を予定していた津波避難道路横根三川線事業費の執行残によるものであります。

歳出です。15ページをお願いいたします。

一番下の2款1項4目財政管理費の説明欄2、東日本大震災復興交付金基金積立金、これは2億1,303万2,000円の計上でありまして、津波避難道路横根三川線、それから平成26年度、横根三川線の繰越事業分、これの執行残、これを繰り戻しするものであります。これら取り崩しの減及び積み立ての増によりまして、27年度末の基金残高は5億7,774万1,000円となる見込みであります。

3点目は、同じ目、財政管理費、説明欄1、災害復興基金積立金で、災害見舞金の受領見込額399万9,000円の計上によりまして、27年度末の基金残高は9億1,354万1,000円となる見込みであります。

4点目、同じページの上のほうです。1目一般管理費、説明欄2、庁舎整備基金積立金といたしまして、3億11万3,000円を積み立てるものでありまして、これによりまして27年度末の基金残高は21億231万4,000円となる見込みであります。

これら基金を含めた一般会計所管の13基金の合計額、これは135億1,580万7,000円となる見込みであります。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 総務課からは、やはり今回の補正に係る人件費について補足説明を申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。今回の補正は、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定の影響額について補正を行っております。初めに特別職ですが、一般職の職員の給与改

正に合わせまして、期末手当の支給率を改正することによりまして、ここに記載のとおり補正後と補正前を比較しますと103万2,000円の増ということになります。

続いて22ページをお願いいたします。

一般職につきましては、補正後と補正前を比較いたしますと、職員数が一般会計で1人の増となっております。これは、実は昨年の当初予算の段階から、企業会計が1名減になりまして、一般会計のほうに給与が振り替わっていたということで、改めてここに数字を示したものであります。

23ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細となります。給与の増減額はありますが、うち増減事由別内訳の給与改定に伴う増減分ということで119万8,000円の増、その他増減分で、新陳代謝・異動による減ということでマイナス119万8,000円ということで、差し引きはゼロになります。

職員手当等につきましても、増減はありませんが、うち給与改定に伴う増減分は勤勉手当で490万8,000円の増、その他増減分で、新陳代謝・異動等による減ということで、期末手当でマイナス490万8,000円となっております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、補正予算書の16ページをお開き願いたいと思います。

2款1項8目電子計算費、説明欄1、電算システム運用事業3,758万円につきまして、まず13節委託料、電算業務委託料1,318万2,000円ですが、この委託料は昨年の日本年金機構の個人情報流出問題に端を発した国からの通知に従いまして、市の情報セキュリティ対策を抜本的に強化するとともに、昨年改訂された子ども・子育て支援新制度に対応するために、電算システムを改修するものです。

具体的には、セキュリティ対策の強化の一環として、手のひらの静脈で確認する生体認証等の新たな認証方式を導入するとともに、文書管理や財務会計などの内部情報系システムをインターネットから切り離すための改修などを行うものです。

次に、18節備品購入費、事務用備品費2,439万8,000円ですが、ただいま申し上げました電算業務委託料の改修に必要な認証機器やサーバー等のハードウェアと、それらを動かすためのソフトウェアの購入費です。

なお、これらの電算システムの改修経費につきましては、国から補助金がありますので、

歳入に計上しております。

補正予算書の11ページをお開きください。

国の補助金につきましては、13款2項1目総務費国庫補助金、説明欄3、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金1,035万円と、同じページの一番下にあります説明欄1、子どものための教育・保育事業費補助金81万円を計上しております。

また、補正予算書の14ページをお開き願いたいと思います。

ただいまのセキュリティー対策の強化につきましては、地方債の対象となりますので、20款1項1目総務債、説明欄1、情報セキュリティ強化対策事業債1,030万円を計上しております。

なお、この事業につきましては、6ページに記載のとおり全額を繰り越しいたします。若干単数調整をしていますので、数字は若干違いますが、基本的には全額繰り越しということになります。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは、市民生活課から議案第9号について、市民生活課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。

歳入になります。

13款2項1目1節総務管理費国庫補助金、説明欄1の個人番号カード交付事業費補助金1,139万3,000円ですが、マイナンバー制度における個人番号カードの交付に係る事業費の補助金となります。地方公共団体情報システム機構へ個人番号カードの作成等関連業務の委任経費に対する補助金で、国の再算定の通知に基づき計上いたしました。

次に、補正予算書の16ページをお開きください。歳出になります。

2款3項1目19節負担金補助及び交付金、説明欄1の住民基本台帳事務費1,139万3,000円は、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金で、個人番号カードの作成等の委任事務で、地方公共団体情報システム機構へ支払う交付金です。国の再算定の数値に基づき、先ほどの歳入と同額を計上いたしました。

以上です。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 先ほど補足説明の中で、基金が135億円余りあるということで、これは貯金というふうに考えていいんだろと思いますが、補正予算書の26ページ、27年度末現在高見込額ということで、地方債が285億7,288万円となっております。この見込額の中には、交付税措置されるようなところもあると思うので、実際に旭市がこれから返していかなければならない地方債の金額をお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 285億7,288万円のうち、実質的に市が負担する分ということでお答えいたします。

この起債のうちの82.8%が交付税算入見込みということでありますので、残りの17.2%、49億511万9,000円、これが実質負担の見込みであります。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） 第3次行政改革アクションプランの財政シミュレーションというのがございまして、昨年の平成27年1月27日現在なんですが、それによりますと地方債の期末残高は平成30年度をピークにだんだん減少、これから30年度まで少しずつ増えて、30年度に300億円を超えて、その後減少という傾向になっていくというシミュレーションです。

一方、基金の総額につきましては、平成28年度をピークにだんだん減少していくというシミュレーションになっていますが、この傾向については今のところ変わらないという見込みでいらっしゃるのかどうかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず起債ですが、起債が平成30年度ピークというのは、庁舎を平成30年までということで見込んでいた時代のものです。したがって、今ちょっと庁舎が遅れるのかなという中で、このピークが平成30年から31年とか、32年にずれる可能性があるということです。基金のほうは、平成28年度予算では基金を取り崩さない予算が作れました。シミュレーションの中では、30年ぐらいから危なくなるよということでありますので、今後の予算次第、事業次第というところではありますけれども、基本的には地方交付税が減っていく中で、基金の繰り入れが出てくるだろうということで考えれば、基金の部分は29年ないし30年ぐらいからは減っていくというふうに考えております。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第11号につきましては、本会議におきまして補足説明したとおりでございます。特にここでは追加して説明する部分はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 質疑はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第12号につきましても、本会議でご説明申し上げたとおりでございます。この場では特に補足する内容はございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第13号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。この場では特に補足内容はございません。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この議案に関しましても、本会議で補足説明させていただいたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この議案に関しましても、本会議での補足説明のとおりでございます。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第16号ですが、本会議で説明させていただいた以外に若干補足させていただきます。

議案の第2条をご覧ください。

第2条につきましては、設立団体からの出資財産が不要になった場合に、市に納付すべき重要な財産について定めるということになります。その手続きですが、市長の認可が必要な財産は、帳簿価格が50万円以上のものとなっております。この50万円以上という価格ですが、国の独立行政法人等の例を参考に定めたものでございます。

続きまして第3条ですが、独法化後に中央病院が取得した財産に対して定める規定になります。旭市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に準じたものとなっております。

なお、これらの規定により市長が処分の認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聞くとともに議会の議決を経なければならないとされております。

以上でございます。

○委員長（伊藤 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第17号は、本会議で補足説明させていただいたとおりです。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第19号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） それでは、お伺いします。

現在、消費生活センターは事業をされていると思うんですが、それはどのような形で運営されているのかお伺いします。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 消費生活センターは、形としてございます。今回、国のほうの法改正があつて、新たにきちんと位置づけるということになりました。それまでは消費生活に関することというような形で、そこの中の一環として実施してきておりましたので、その辺を明確にしたということになります。

○委員長（伊藤 保） 米本弥一郎委員。

○委員（米本弥一郎） そうしますと、この条例ができると全く変わらないのか、変わる部分もあるのか。ちょっとそこだけお尋ねします。

○委員長（伊藤 保） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 19の中に消費生活センターの事務ということで、これを所掌事務として商工観光課に明確化にするということがあります。ここの改正は行いました。今までは規則の中で規定していたもの、これを新たに運営ということをきちんと条例化したということになります。

○委員長（伊藤 保） ほかに質疑はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第20号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第21号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第22号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第23号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第24号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりで

ございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第25号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第26号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 27号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第28号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議案第29号につきましても、本会議で補足説明申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 本議案につきましては、本会議で補足説明をさせていただきました。特にありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（林 利夫） 議案第31号につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 議案第36号につきましても、本会議で補足説明したとおりです。よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） 議案第39号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。

続いて、議案第40号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 本議案につきましては、本会議で補足説明をさせていただいたとおりでございます。特に補足説明はございません。よろしくお願いします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第40号の質疑を終わります。

続いて、議案第43号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（林 利夫） 議案第43号につきましても、本会議でご説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第43号の質疑を終わります。

続いて、議案第45号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（品村順一） 議案第45号につきましては、本会議で補足説明申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようですので、議案第45号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（伊藤 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成28年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成28年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政不服審査会条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市職員の退職管理に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、総合病院国保旭中央病院の地方独立行政法人移行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院への職員の引継ぎに関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に係る重要な財産を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市病院事業債管理特別会計条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市証人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（伊藤 保） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、旭市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方

の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号、旭市総合計画審議会条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 賛成多数。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第43号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第43号は承認することに決しました。

議案第45号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(伊藤 保) 全員賛成。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（伊藤 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、お手元にお配りしております平成27年度実施事務事業評価結果概要とありますA 4サイズの5ページの資料をご覧になっていただきたいと思います。

平成27年度に実施しました事務事業評価の結果の概要についてご報告申し上げます。

事務事業評価につきましては、事業コストや活動の実績、成果を点検し、事業の見直しやコスト削減余地の有無等を検証するもので、平成22年度から継続的に実施しております。今年度につきましては、平成26年度に実施した事業の中から81の事業を対象として評価を実施いたしました。評価に当たりましては、改善策等の実効性に重点を置き、担当課による評価を実施し、その後、一部の事業につきましては、行政改革推進委員会による外部評価、それから市長を中心とする内部組織で二次評価を実施しております。その結果を取りまとめたものが中央の表でございます。

中央の表をご覧いただきたいと思います。

この表では、評価結果としまして、表の上段であります、平成28年度予算へすぐに反映で来た事業が13事業あります。その効果額としましては1,315万1,000円の削減効果となりました。

その内訳としましては、表2段目のコストを削減した事業が9事業で、効果額が743万2,000円の削減。次に、事業の拡大によるコストが逆に増加した事業が2事業で、効果額が151万2,000円の増加。次に、休止・廃止した事業が2事業で、効果額が723万1,000円の削減となりました。

また、それ以外の68事業につきましては、表の5段目以降にあります、翌年度以降の予算反映を目指すための今後の方向性として、コスト削減可能な事業が20事業、現状維持の事業が38事業、事業拡充の事業が10事業と、以上の結果となりました。

今後につきましても、評価結果に基づく改革改善策の具体化、事務事業の見直しや予算への反映を通じまして、市の行財政運営の改善に役立て、市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

なお、2 ページ以降につきましては、評価事業の一覧がございますので、後ほどご覧になっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤 保） ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（伊藤 保） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（伊藤 保） ここで執行部は退室してください。大変ご苦勞さまでございました。しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 1 2 分

再開 午後 2 時 1 5 分

○委員長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

閉会中の所管事務調査申出書の件

○委員長（伊藤 保） 私のほうより 1 点ご協力をお願いいたします。

案件ですが、当委員会の行政視察等についての手続きについてであります。

お手元に配付いたしました申出書案をご覧いただきたいと思います。

本委員会の行政視察については、本会議において、委員会の閉会中の継続審査とする旨の議決をいただく必要がございます。

については、閉会中でも委員会の継続審査として行政視察が実施できるよう、議長に申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

調査事項については、地方自治法第109条第2項で規定されております常任委員会の部門

に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2号の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申し出を議長に提出したいと思いますが、これにご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(伊藤 保) ご異議ないようでございますので、そのようにさせていただきます。

○委員長(伊藤 保) 以上で審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時17分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 伊 藤 保